

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第99期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043)243-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 田中 啓之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)5695-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中村 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,255	50,525	50,831	50,391	49,986
連結経常利益	百万円	9,322	9,489	8,335	6,725	7,224
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	6,388	6,771	5,183	4,530	4,763
連結包括利益	百万円	3,631	7,934	9,592	1,717	16,770
連結純資産額	百万円	150,724	156,621	172,583	166,892	182,491
連結総資産額	百万円	2,694,580	2,739,444	2,814,394	2,851,390	3,248,236
1株当たり純資産額	円	1,465.62	1,554.72	1,674.88	1,687.69	1,938.72
1株当たり当期純利益	円	67.41	78.79	53.36	51.75	57.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	45.34	52.35	33.61	20.27	17.56
自己資本比率	%	5.48	5.59	6.01	5.73	5.50
連結自己資本利益率	%	4.37	4.49	3.21	2.72	2.78
連結株価収益率	倍	9.12	5.83	5.60	4.88	5.17
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	23,856	19,686	30,659	17,954	256,027
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	10,978	14,263	4,367	6,526	28,049
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	273	2,060	1,184	3,998	1,261
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	127,073	119,772	147,441	132,233	359,075
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,442 [1,095]	1,461 [1,057]	1,464 [1,015]	1,452 [950]	1,428 [891]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期	第96期	第97期	第98期	第99期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	43,713	41,761	42,399	41,571	40,476
経常利益	百万円	8,389	8,424	7,764	5,915	6,645
当期純利益	百万円	6,152	6,223	5,148	4,260	4,679
資本金	百万円	62,120	62,120	62,120	62,120	62,120
発行済株式総数						
普通株式	千株	62,222	62,222	62,222	62,222	62,222
優先株式		10,250	10,250	6,253	5,753	5,257
純資産額	百万円	146,036	150,603	166,413	161,084	174,638
総資産額	百万円	2,675,382	2,718,884	2,793,404	2,829,432	3,228,092
預金残高	百万円	2,400,927	2,449,354	2,510,712	2,559,262	2,781,665
貸出金残高	百万円	1,991,602	2,056,251	2,087,836	2,159,237	2,297,615
有価証券残高	百万円	515,836	496,990	506,220	487,885	528,602
1株当たり純資産額	円	1,437.18	1,510.01	1,628.45	1,645.71	1,867.52
1株当たり配当額						
普通株式	円	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二種優先株式		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第四種優先株式		220.00	220.00	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	-	-	-
第1回第六種優先株式		550.00	550.00	550.00	550.00	550.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第1回第七種優先株式		-	-	34.53	900.00	900.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	(-)	(-)	(-)
第2回第七種優先株式		-	-	-	-	7,101.00
(内1株当たり中間配当額)		-	-	-	-	(-)
1株当たり当期純利益	円	63.61	69.97	52.80	47.31	55.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	43.41	47.76	33.36	18.92	17.22
自己資本比率	%	5.45	5.53	5.95	5.69	5.40
自己資本利益率	%	4.58	4.46	3.58	2.76	2.98
株価収益率	倍	9.66	6.57	5.66	5.34	5.31
配当性向	%	4.71	4.28	5.68	6.34	5.36
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,288 [921]	1,304 [899]	1,310 [862]	1,305 [808]	1,302 [759]
株主総利回り (比較指標: TOPIX業種別指数 (銀行業))	%	121.4 (127.1)	91.5 (131.5)	60.5 (111.7)	52.0 (86.3)	61.2 (122.4)
最高株価	円	663	672	545	415	353
最低株価	円	341	442	286	187	210

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり配当額」の「第四種優先株式」については、2019年3月20日に全株式を取得及び消却していることから、第97期(2019年3月)以降は該当ありません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

1952年 1月	株式会社千葉興業銀行設立（1952年 1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市）
1970年12月	外国為替業務取扱開始
1972年 3月	現本店竣工
1972年 9月	東京証券取引所市場第二部上場
1973年 8月	東京証券取引所市場第一部上場
1974年 5月	事務センター竣工
1974年 8月	預金オンライン稼働
1977年 4月	為替オンライン稼働
1979年 4月	千葉保証サービス株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
1982年 4月	金売買業務開始
1982年12月	千葉総合リース株式会社設立（現・連結子会社）
1983年 2月	ちば興銀ユーシーカード株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
1983年 4月	国債等公共債の窓口販売業務開始
1983年 6月	融資オンライン稼働
1984年 8月	海外コルレス業務の認可を取得
1985年 6月	国債等公共債のディーリング業務開始
1985年10月	日本銀行一般代理店業務開始（稲毛支店）（2019年 8月廃止）
1986年 1月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立（現・連結子会社）
1987年 7月	海外コルレス包括契約の認可を取得
1988年 7月	ちば興銀ファイナンス株式会社設立
1988年 9月	第一回国内無担保転換社債100億円発行
1989年10月	ニューヨーク駐在員事務所開設
1991年 7月	ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立（現・連結子会社）
1995年 7月	ちば興銀総合管理株式会社設立
1998年 6月	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
1998年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年 9月	第一種優先株式50億円発行
2000年 3月	ちば興銀総合管理株式会社清算
2000年 8月	第二種優先株式200億円発行
2000年 9月	第三種優先株式600億25百万円発行
2001年 4月	損害保険窓口販売業務開始
2002年 2月	確定拠出年金（企業型年金）業務開始
2002年 9月	ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算
2002年10月	生命保険窓口販売業務開始
2004年10月	基幹系システムのN T Tデータ地銀共同センターへの移行
2004年12月	証券仲介業務開始
2009年 1月	千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カードサービス株式会社に変更（現・連結子会社）
2013年 1月	第四種優先株式320億円発行
2013年 7月	第三種優先株式全株を取得及び消却
2014年 9月	第一種優先株式全株を取得及び消却
2017年 1月	第 1 回第六種優先株式発行（発行価格の総額120億円、発行価額の総額115億20百万円）
2017年 2月	第四種優先株式1,750千株を取得及び消却
2019年 3月	第 1 回第七種優先株式326億50百万円発行
2019年 3月	第四種優先株式全株4,650千株を取得及び消却
2020年 1月	第二種優先株式500千株を取得及び消却
2020年 6月	第 2 回第七種優先株式23億66百万円発行
2021年 2月	第二種優先株式500千株を取得及び消却

（注）ちば興銀ビジネスサービス株式会社は、2021年 4月 1日付で当行に吸収合併いたしました。

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、クレジットカード業務及びリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

[リース業]

連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

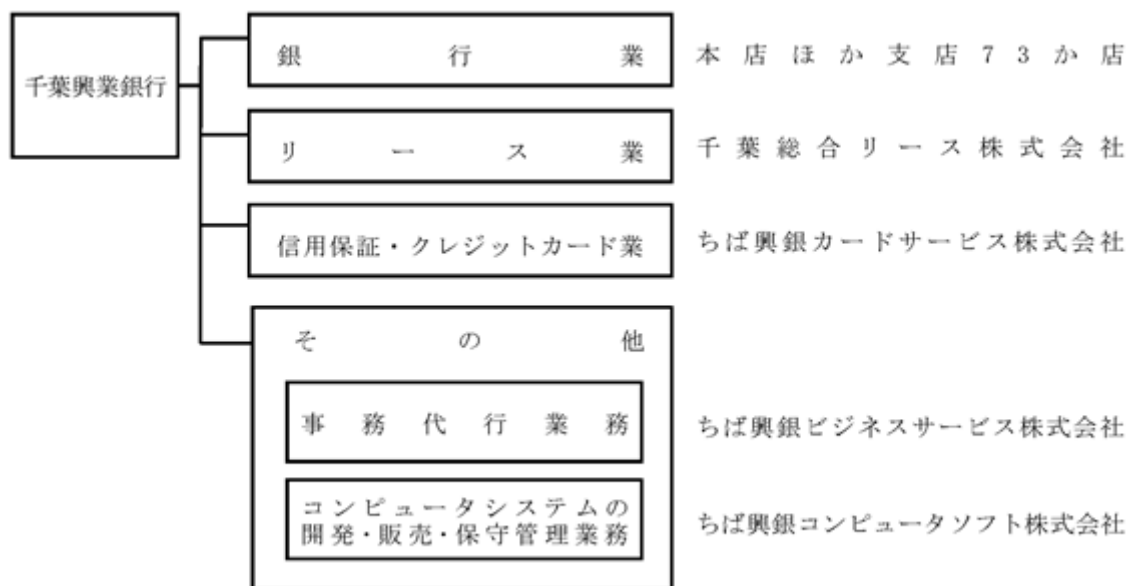
[信用保証・クレジットカード業]

連結子会社のちば興銀カードサービス株式会社においては、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

[その他]

その他の連結子会社においては、銀行に付随・従属する各種業務を受託しているほか、コンピュータシステムの開発・販売業務等を行い、当行グループの業務の充実に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) ちば興銀ビジネスサービス株式会社は、2021年4月1日付で当行に吸収合併いたしました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) ちば興銀カードサービス株式会社	千葉市中央区	100	信用保証・クレジットカード業 (信用保証業務・クレジットカード業務・一般貸金業務)	所有 100.0 (-) [-]	2 (1)	-	預金取引 保証取引	提出会社より建物の一部賃借	-
ちば興銀ビジネスサービス株式会社	千葉市美浜区	10	その他(事務代行業務)	100.0 (-) [-]	2 (1)	-	預金取引 事務代行	提出会社より建物の一部賃借	-
千葉総合リース株式会社	千葉市中央区	90	リース業(リース業務)	26.1 (21.1) [50.0]	2 (1)	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	-	-
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	千葉市美浜区	30	その他(コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務)	55.0 (50.0) [45.0]	1 (1)	-	預金取引 システム開発	提出会社より建物の一部賃借	-
(その他の関係会社) 株式会社みずほフィナンシャルグループ (注)1	東京都千代田区	2,256,767	金融持株会社	被所有 17.8 (17.8) [0.0]	-	-	-	-	-
株式会社みずほ銀行 (注)1	東京都千代田区	1,404,065	銀行業	16.2 (-) [0.0]	-	-	預金取引 業務委託 コルレス	-	ATM提携

(注)1. 当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行の持分法適用関連会社となっております。

2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行であります。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
6. 千葉総合リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
7. ちば興銀ビジネスサービス株式会社は、2021年4月1日付で当行に吸収合併いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	1,302 [759]	16 [11]	20 [19]	90 [102]	1,428 [891]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員865人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,302 [759]	38歳3月	14年7月	6,007

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員736人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は1,024人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員10人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行が企業活動を展開していく上での基本的価値観を示した企業理念は、『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』の3つの言葉で表現されています。経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、この企業理念を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることとあります。

当行の長期ビジョンである「選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のある銀行」を目指し、これを実現していくことで、株主の皆さま、お取引先の皆さま、そして市場や地域社会からの信頼と期待にお応えしてまいります。

(2) 経営環境・優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当行が営業基盤とする千葉県は、2021年3月末の人口が627万人を超えております。また、インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による経済活動への影響が懸念されるのみならず、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。また、低金利環境が当面継続することに加え、県内中小企業の経営課題や個人のお客様のニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、当行は2019年4月より、中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022～より近く。より深く。ともに未来へ。～」をスタートさせ、お客さまを第一に考える“コンサルティング考動の実践”を展開しており、高収益コンサルティング・バンクへの進化を掲げ、収益・自己資本の一層の向上を目指して、取組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から緊急事態宣言が発出されるなど、経済への影響がでており、地域金融機関として地元地域経済を支えるため柔軟かつ迅速な対応が一段と求められている中、事業者・個人の皆様への積極的な支援に取組んでおります。

お客さまの経営課題をともに解決することは、当行が現在、中期経営計画で掲げている「コンサルティング考動」の実践にほかならず、引き続き以下の点を重点課題として取組んでまいります。

1点目は、効率化の推進です。デジタル分野では完全ペーパーレスの実現、非デジタル分野ではBPRによる営業店事務の削減、RPA推進による本部事務の削減等、徹底した事務の効率化により、営業体力の捻出を図ってまいります。

2点目は、人材・組織基盤強化です。従業員のエンゲージメント・ESの向上と同時に、自律成長を促すOJTにより従業員一人一人のコンサルティングスキルの向上につなげ、また、行内を中心とした育成から異業種交流による人材育成へと幅を広げることで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えする人材・組織基盤強化に努めてまいります。

3点目は、営業基盤の強化です。効率化の推進による営業体力の捻出と人材・組織基盤強化によるコンサルティングスキルの向上によってコンサルティング営業態勢を磐石なものとし、メイン戦略となる「コンサルティング考動の高度化」により、お取引先と共に未来を創る営業へ変革し、重層的な取引関係構築に努めてまいります。

当行は「高収益コンサルティング・バンクへの進化」を実現し、株主・お取引先・地域の皆さまからのご期待に一層お応えできるよう、役職員一丸となって取組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標（2022年3月期）

項目	指標
預金残高	27,000億円
貸出金残高	23,000億円
当期純利益	60億円
普通株ROE（*1）	4.5%

（*1）優先配当控除後当期純利益 / 優先株控除後純資産平残

2【事業等のリスク】

当行の事業活動は、内外の経済情勢、政治的又は社会的な要因等に影響を受け、その結果当行グループ（当行及び連結子会社。以下、本項目においては「当行」という。）の業務遂行、業績や財務内容等が影響を受ける可能性があ

り、そのなかでも有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当行はこれら事項の発生可能性を認識したうえで、発生の回避や予防策等を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める方針ですが、外部環境に影響を強く受ける事項のなかには、その発生の時期を予測することが難しいものもあり、当行の対応が奏功しない場合もあります。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、2021年初頭からの変異株の感染拡大など終息時期については依然として不透明な状況にありますが、国内でもワクチン接種が開始されたことから、引き続き日本経済は緩やかな回復を続けていくものと考えております。ただし、昨年の外出自粛等により影響を受けている中小企業等もあることから、以下の事項のうち「信用リスク」を特に重要なリスクと引き続き認識しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 顕在化する可能性が高く、かつ近い将来に発生する可能性があると思われるリスク

信用リスク

イ．不良債権

国内及び県内の景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では個々の貸出先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受けた様々な国民生活・経済活動の自粛・時短等により、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中小企業が、直接的並びに間接的に影響を受けております。当行は地域金融機関として、国・政府等の各種支援制度を積極的に活用しながら、資金繰り等お客さまの事業継続等を支える様々なサポートを行ってまいります。お取引先の支援を行うなかで、個々の貸出先の状況を適切に把握し、適時適切に対応することで、不良債権への影響を極小化するよう努めてまいります。

ロ．貸倒引当金

当行は、資産の自己査定基準に基づき、適切な償却・引当を行っておりますが、実際の貸倒れによる損失が予想した貸倒引当金の額を超え、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の増しを必要とする場合もあります。その結果、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングし、適切な償却・引当が行えるよう努めております。

ハ．権利行使の困難性

当行は、担保不動産価値の下落又は不動産市場の流動性の欠如、及び、有価証券価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、又は貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行が事実上できない可能性があります。これらの事象が発生した場合、不良債権処理が想定のとおり進捗しない可能性や与信関係費用のさらなる計上等追加的損失が発生する可能性があります。その結果、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これに対処すべく当行では貸出先の状況等をモニタリングするとともに、貸出先から差入れを受けている担保の価値についても定期的に検証しております。

二．地域の経済動向に影響を受けるリスク

当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合には、取引先の業況悪化や当行資産の毀損等により、当行の収益基盤の維持・拡大が困難となり、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では地域創生など地域経済の維持・拡大等に日頃より努めております。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受けた様々な国民生活・経済活動の自粛・時短等により、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中小企業が、直接的並びに間接的に影響を受けております。当行は地域金融機関として、国・政府等の各種支援制度を積極的に活用しながら、資金繰り支援を行うとともに、お客さまのビジネスモデルの見直し、デジタル化推進支援等幅広くコンサルティング考動を実践し、お客さまの事業活動・事業継続等を積極的に支援してまいります。中期経営計画で掲げる「コンサルティング考動の実践」に真摯に取組み、お客さまとともにこの難局を乗り越え、地域経済への影響が極小化となるよう努めてまいります。

市場リスク

イ．価格変動リスク

当行は、市場性のある株式・債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく、当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて株式・債券等の売却や銘柄の入替等適切な管理を行っております。

ロ．金利リスク

当行の資産と負債の金利又は更改期間が異なるなかで、予期せぬ金利変動等が発生した場合、利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切な管理を行っております。

ハ．為替リスク

当行の業務は為替レート変動の影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建取引の円換算額が目減りすることになります。さらに、資産及び負債の一部は外貨建で表示されており、外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切なヘッジ等を行っております。

(2) 顕在化する可能性は高いが、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク

現時点では該当するリスク等はありません。

(3) 顕在化する可能性は中程度であり、かつ近い将来に発生する可能性があると思われるリスク

その他のリスク

イ．競争

当行が営業基盤とする千葉県は首都圏に位置する有望なマーケットであり、他の金融機関も積極的に営業活動を展開しています。また、規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。こうした競争的な環境において、当行は2019年度から中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022」をスタートさせ、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、当行が競争に十分に対応することが出来ない場合、又は当行が策定した戦略や施策が実行できない、あるいはたとえ戦略や施策が実行できたとしても当初想定した成果の実現に至らない可能性もあり、その場合は当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、経営計画や各種戦略・施策の進捗状況等をモニタリングし、必要に応じて施策等の見直しを図るなど計画達成に向け取り組んでまいります。

ロ．自然災害等のリスク

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、当行の有形資産等が毀損することや感染症の流行などで、事業活動に支障が生じる可能性があります。被害等の程度によっては当行の業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、緊急時における態勢整備等に努めております。

なお、当行の新型コロナウイルスの感染症対策方針は、「お客さまと行員の安全確保と感染症リスクの極小化を第一とした上での業務継続」と「当行の法人・個人のお客さまの事業継続支援と千葉県経済への影響の極小化」です。これに基づき、行内において組織横断的な緊急時対策本部を設置し、感染拡大防止策やお客さま支援態勢、少人数での業務継続態勢等の構築を実施しております。感染防止策では、マスク着用必須、アルコール消毒実施、店頭への飛沫防止アクリル板設置、全店昼休み休業、テレワークの導入を実施するほか、緊急事態宣言期間中は外訪活動の自粛等を実施しておりました。

これら感染防止対策を講じておりますが、当行の役職員が感染、もしくは発症した場合には、事業活動に支障が生じる可能性があります。

ハ．情報漏洩リスク

当行は、多くの個人・法人のお客さまの情報を保有しております。コンピュータシステムへの内・外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、お客さま情報等の漏洩・紛失・不正利用等が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、これらの情報管理に関する規定を定め、各種の教育研修を実施するなど厳正な情報管理に努めております。

(4) 顕在化する可能性は中程度であるが、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク

オペレーショナルリスク

イ．事務リスク

当行の業務において、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、損失を被る可能性があります。その結果、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、厳格な事務規定を定め、事務の厳正化及び取扱商品の十分な説明等に努めております。

ロ．システムリスク

当行では、事務処理等あらゆる業務においてコンピュータやシステムを使用しております。これら環境のもと、システム機器の停止や誤作動、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃等の事態が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備を行うとともに、オンラインシステムに関しては、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復を行えるよう努めております。また大規模地震等の災害に備え、オンラインシステムのバックアップセンターも設置し、データの厳正な管理及び大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を実施しております。あわせて、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と認識し、経営主導のもと「サイバーセキュリティポリシー」を制定するとともに、行内の管理態勢を整備し、定期的にモニタリング・評価を行い態勢強化に努めているほか、人材育成や定期的な行内訓練・研修を実施し意識啓蒙に努めております。

ハ．風評リスク

当行は、預金者等お客さまや市場関係者からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より事実に基づかない風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。

財務上のリスク

イ．自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、国内基準にかかる連結自己資本比率及び単体自己資本比率について、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められている国内基準4%以上の水準を確保することが求められています。当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。これらに対処すべく当行では、資本政策を適時かつ適切に行い、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めております。なお、当行の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- () 経済環境の悪化、債務者の信用力の悪化等による不良債権処理費用の増加及びリスクアセットの増加
- () 有価証券の時価の下落に伴う減損の発生
- () 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- () その他、本項に記載された各種リスクが顕在化した場合

その他のリスク

イ．格付低下リスク

当行は、外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引下げた場合、当行の資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場取引における条件の悪化や費用の増加等が発生する可能性があります。これらに対処すべく当行は、経営計画等様々な戦略・施策を着実に実行し、業績計画の達成や健全な財務維持に努めるとともに、適切な情報開示を行い外部格付の維持に努めております。

(5) 顕在化する可能性は低いが、近い将来に発生する可能性があると思われるリスク

その他のリスク

イ．法律や規制の改正に伴うリスク

当行は、法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って業務を遂行しております。これらの法令諸規制は、将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

ロ．業務範囲拡大に伴うリスク

当行は、規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、新たな業務等に伴って発生する様々なリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクの顕在化等により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

(6) 顕在化する可能性は低く、近い将来に発生する可能性が低いと思われるリスク

オペレーショナルリスク

イ．法務リスク

当行は、様々な法令等に従って業務を遂行しております。しかしながら、法令解釈の相違、法令手続きの不備、当行及び役員職員の法令違反行為等に起因して法令諸規則や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等により、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、コンプライアンスを重要な経営課題として、各種法令が遵守されるように規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

ロ．人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により訴訟等が発生した場合、経済的な損失や社会的な信用の失墜により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より人事運営上不公平・不公正・差別的行為等が発生しないよう、規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

ハ．有形資産リスク

災害、犯罪又は資産管理の瑕疵等の結果、当行の有形資産が毀損したり、当行の有形資産が顧客等に損傷を与えた場合、有形資産の再構築費用等の発生や、社会的信用の失墜等により当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、「有形固定資産リスク管理規程」を定め、その定めに従い適切に評価・モニタリングを行い、コントロール・管理を行っております。

流動性リスク

当行は、内外の経済情勢や市場環境の変化、当行の財務内容の悪化等の理由により、信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化する場合や通常取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。これらに対処すべく当行では厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて適切な管理を行っております。

財務上のリスク

イ．繰延税金資産

当行の繰延税金資産は、現行の会計基準に従い、将来における税負担額の減少を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。また、法令の改正がなされ、法人税率の引下げ等が行われた場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、当行の繰延税金資産は減額され、当行の業績や財政内容に悪影響を及ぼす他、自己資本比率低下につながる可能性もあります。これらに対処すべく当行では、日頃より情報収集等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

ロ．退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出しております。実際の結果が株式相場並びに金利環境の急変等により前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。その結果として、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、日頃より市場動向をモニタリングする等に努め、かかる事態が発生した場合、迅速に対応できる体制の確立に努めております。

その他のリスク

イ．コンプライアンスリスク

当行は、様々な法令規則等に従って業務を遂行しております。しかしながら、法令等遵守状況が不十分であった場合や将来的な法令等の変更により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、コンプライアンスを重要な経営課題として全ての業務の基本に置き、規定・体制の整備及び教育研修に努めております。

ロ．金融犯罪に係るリスク

高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、金融犯罪防止への各種対策を実施し、発生防止に努めております。

ハ．業務委託リスク

当行は一部の業務を外部へ委託しております。当行の業務委託先において、当行が委託した業務に関し、事務事故、システム障害、情報漏洩の事故が発生した場合、社会的信用の失墜等によって当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。これらに対処すべく当行では、外部委託に関する規定を定め、適切に外部委託先の管理を行い発生防止に努めております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い社会経済活動が制限され深刻な打撃を受けました。政府の各種経済対策等により一部には回復の兆しが見られたものの、再度の感染拡大により依然として先行きは不透明な状況にあります。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、不要不急の外出自粛や大規模イベントの中止、経済活動の抑制などにより景気が落ち込みました。

このような金融経済環境のもと、当行は2019年4月にスタートさせた中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022 ～より近く。より深く。ともに未来へ。～」に基づき、真のパートナーとして地元お取引先を応援し、新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化にともない影響を受けている法人・個人事業主のお客さまにつきましては、資金繰り支援や助成金の申請、販売先の斡旋、テレワーク体制の整備、経営計画の作成など、事業継続のための各種コンサルティング営業に積極的に取り組みました。

また、お客さまと行員の健康・安全確保を最優先に、飛沫感染防止のためのアクリル製スクリーンを窓口カウンターや応接スペースに設置するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止も図りながら、営業を継続しております。

その結果、当連結会計年度の当行グループの財政状態及び経営成績は、次のとおりとなりました。

財政状態につきましては、総資産は、2020年3月末比3,968億円増加して3兆2,482億円となりました。また、純資産は、2020年3月末比155億円増加して1,824億円となりました。なお、主要勘定の残高は次のとおりです。預金は、個人預金の増加等により、2020年3月末比2,218億円増加して2兆7,688億円となりました。貸出金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお取引先の資金繰り等の資金ニーズに積極的に取り組んだ結果、2020年3月末比1,384億円増加して2兆2,953億円となりました。また、有価証券は、2020年3月末比409億円増加して5,288億円となりました。

経営成績につきましては、経常収益は、役務取引等収益が増加したものの、資金運用収益の減少等により、前連結会計年度比4億4千万円減少して499億86百万円となりました。経常費用は、効率化による経費の削減効果により、前連結会計年度比9億4千万円減少して427億61百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比4億99百万円増加して72億24百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比2億33百万円増加して47億63百万円となりました。

セグメントごとの経営成績につきましては、銀行業の経常収益は前連結会計年度比10億95百万円減少して404億76百万円、セグメント利益は前連結会計年度比7億29百万円増加して66億45百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比4億70百万円増加して88億85百万円、セグメント利益は前連結会計年度比64百万円増加して1億54百万円となりました。信用保証・クレジットカード業の経常収益は前連結会計年度比69百万円減少して19億50百万円、セグメント利益は前連結会計年度比38百万円減少して9億71百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前連結会計年度比2億3百万円減少して20億11百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億65百万円減少して79百万円となりました。

イ．国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で266億円、国際業務部門で6億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で267億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で69億円、国際業務部門で0.4億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で69億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で1億円、国際業務部門で1億円となり、合計で0.1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,796	530	401	27,926
	当連結会計年度	26,682	633	551	26,764
うち資金運用収益	前連結会計年度	28,217	864	439	28,641
	当連結会計年度	27,057	727	578	27,205
うち資金調達費用	前連結会計年度	420	333	38	715
	当連結会計年度	374	94	27	441
役務取引等収支	前連結会計年度	5,881	24	69	5,786
	当連結会計年度	6,962	43	73	6,932
うち役務取引等収益	前連結会計年度	10,538	97	816	9,819
	当連結会計年度	11,524	85	776	10,833
うち役務取引等費用	前連結会計年度	4,657	122	746	4,032
	当連結会計年度	4,562	41	703	3,901
その他業務収支	前連結会計年度	559	348	-	210
	当連結会計年度	141	153	-	11
うちその他業務収益	前連結会計年度	587	413	-	1,001
	当連結会計年度	382	153	-	535
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,147	64	-	1,211
	当連結会計年度	524	-	-	524

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

ロ．国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で2兆9,845億円、国際業務部門で623億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆9,892億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で270億円、国際業務部門で7億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で272億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で0.90%、国際業務部門で1.16%、内部取引による相殺消去後の合計で0.91%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で2兆9,157億円、国際業務部門で630億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆9,210億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で3億円、国際業務部門で0.9億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で4億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.01%、国際業務部門で0.14%、内部取引による相殺消去後の合計で0.01%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

() 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,742,411	28,217	1.02
	当連結会計年度	2,984,523	27,057	0.90
うち貸出金	前連結会計年度	2,089,072	21,407	1.02
	当連結会計年度	2,233,974	21,762	0.97
うち商品有価証券	前連結会計年度	114	0	0.73
	当連結会計年度	122	0	0.67
うち有価証券	前連結会計年度	424,847	6,491	1.52
	当連結会計年度	439,998	5,008	1.13
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	42,505	4	0.01
	当連結会計年度	13,326	1	0.00
うち預け金	前連結会計年度	136,080	92	0.06
	当連結会計年度	254,876	156	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,661,901	420	0.01
	当連結会計年度	2,915,711	374	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,532,141	294	0.01
	当連結会計年度	2,722,887	255	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	73,856	7	0.00
	当連結会計年度	73,384	4	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	18,330	5	0.02
	当連結会計年度	16,360	3	0.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	18,125	1	0.01
	当連結会計年度	11,618	1	0.00
うち借入金	前連結会計年度	19,377	119	0.61
	当連結会計年度	91,376	115	0.12

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

() 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	69,440	864	1.24
	当連結会計年度	62,376	727	1.16
うち貸出金	前連結会計年度	4,806	121	2.52
	当連結会計年度	3,800	38	1.01
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	61,262	687	1.12
	当連結会計年度	54,862	665	1.21
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	355	6	1.92
	当連結会計年度	222	0	0.22
うち預け金	前連結会計年度	211	6	3.24
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	70,218	333	0.47
	当連結会計年度	63,097	94	0.14
うち預金	前連結会計年度	8,007	19	0.23
	当連結会計年度	7,911	2	0.03
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	3,570	86	2.41
	当連結会計年度	2,571	17	0.69
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	4,979	125	2.52
	当連結会計年度	4,450	25	0.57
うち借入金	前連結会計年度	3,964	89	2.25
	当連結会計年度	6,027	39	0.65

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末T T 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

() 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,811,852	66,028	2,745,823	29,081	439	28,641	1.04
	当連結会計年度	3,046,900	57,673	2,989,227	27,784	578	27,205	0.91
うち貸出金	前連結会計年度	2,093,879	4,383	2,089,495	21,529	24	21,504	1.02
	当連結会計年度	2,237,774	3,190	2,234,583	21,801	17	21,783	0.97
うち商品有価証券	前連結会計年度	114	-	114	0	-	0	0.73
	当連結会計年度	122	-	122	0	-	0	0.67
うち有価証券	前連結会計年度	486,109	752	485,357	7,178	401	6,777	1.39
	当連結会計年度	494,860	752	494,108	5,673	551	5,122	1.03
うちコールローン及 び買入手形	前連結会計年度	42,861	-	42,861	1	-	1	0.00
	当連結会計年度	13,548	-	13,548	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	136,292	11,259	125,033	98	0	98	0.07
	当連結会計年度	254,876	11,645	243,231	156	0	155	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,732,120	66,037	2,666,082	753	38	715	0.02
	当連結会計年度	2,978,808	57,715	2,921,092	469	27	441	0.01
うち預金	前連結会計年度	2,540,148	12,019	2,528,129	313	0	312	0.01
	当連結会計年度	2,730,799	12,439	2,718,360	258	0	257	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	73,856	-	73,856	7	-	7	0.00
	当連結会計年度	73,384	-	73,384	4	-	4	0.00
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	21,900	-	21,900	80	-	80	0.36
	当連結会計年度	18,932	-	18,932	14	-	14	0.07
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	23,105	-	23,105	127	-	127	0.55
	当連結会計年度	16,068	-	16,068	26	-	26	0.16
うち借入金	前連結会計年度	23,341	4,383	18,958	209	24	184	0.97
	当連結会計年度	97,404	3,190	94,213	154	17	136	0.14

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

八．国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で115億円、国際業務部門で0.8億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で108億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で45億円、国際業務部門で0.4億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で39億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,538	97	816	9,819
	当連結会計年度	11,524	85	776	10,833
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,947	-	3	1,944
	当連結会計年度	2,785	-	3	2,782
うち為替業務	前連結会計年度	1,597	90	1	1,686
	当連結会計年度	1,521	79	0	1,599
うち証券関連業務	前連結会計年度	298	-	-	298
	当連結会計年度	274	-	-	274
うち代理業務	前連結会計年度	1,537	-	-	1,537
	当連結会計年度	1,272	-	-	1,272
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	188	-	0	188
	当連結会計年度	182	-	0	182
うち保証業務	前連結会計年度	1,557	3	746	813
	当連結会計年度	1,532	3	703	832
役務取引等費用	前連結会計年度	4,657	122	746	4,032
	当連結会計年度	4,562	41	703	3,901
うち為替業務	前連結会計年度	321	25	-	346
	当連結会計年度	305	19	-	325

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

二．国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,551,669	7,593	12,244	2,547,017
	当連結会計年度	2,774,032	7,632	12,769	2,768,896
うち流動性預金	前連結会計年度	1,591,416	-	4,044	1,587,371
	当連結会計年度	1,827,037	-	4,669	1,822,368
うち定期性預金	前連結会計年度	954,835	-	8,200	946,635
	当連結会計年度	941,191	-	8,100	933,091
うちその他	前連結会計年度	5,417	7,593	-	13,010
	当連結会計年度	5,803	7,632	-	13,436
譲渡性預金	前連結会計年度	68,000	-	-	68,000
	当連結会計年度	108,500	-	-	108,500
総合計	前連結会計年度	2,619,669	7,593	12,244	2,615,017
	当連結会計年度	2,882,532	7,632	12,769	2,877,396

(注) 1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

ホ．貸出金残高の状況

() 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,156,861	100.00	2,295,318	100.00
製造業	148,294	6.88	147,393	6.42
農業, 林業	7,773	0.36	6,080	0.27
漁業	887	0.04	787	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3,327	0.15	3,071	0.13
建設業	107,766	5.00	117,927	5.14
電気・ガス・熱供給・水道業	8,044	0.37	9,476	0.41
情報通信業	7,112	0.33	7,490	0.33
運輸業, 郵便業	63,670	2.95	68,795	3.00
卸売業, 小売業	173,167	8.03	185,472	8.08
金融業, 保険業	61,552	2.85	73,306	3.19
不動産業, 物品賃貸業	516,610	23.95	556,949	24.26
各種サービス業	196,588	9.12	217,278	9.47
地方公共団体	40,332	1.87	41,319	1.80
その他	821,730	38.10	859,968	37.47
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,156,861		2,295,318	

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

() 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

へ．国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	16,193	-	-	16,193
	当連結会計年度	30,007	-	-	30,007
地方債	前連結会計年度	104,338	-	-	104,338
	当連結会計年度	120,584	-	-	120,584
社債	前連結会計年度	144,105	-	-	144,105
	当連結会計年度	144,033	-	-	144,033
株式	前連結会計年度	31,422	-	752	30,670
	当連結会計年度	38,901	-	752	38,149
その他の証券	前連結会計年度	134,997	57,547	-	192,545
	当連結会計年度	142,017	54,052	-	196,069
合計	前連結会計年度	431,057	57,547	752	487,853
	当連結会計年度	475,543	54,052	752	528,844

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.49
2. 連結における自己資本の額	1,597
3. リスク・アセットの額	18,813
4. 連結総所要自己資本額	752

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.31
2. 単体における自己資本の額	1,544
3. リスク・アセットの額	18,578
4. 単体総所要自己資本額	743

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	61	53
危険債権	201	287
要管理債権	23	32
正常債権	21,739	23,029

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益70億円、貸出金の増加1,384億円、預金の増加2,218億円、借入金の増加1,237億円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは2,560億円(前連結会計年度比2,739億円増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入750億円、有価証券の取得による支出1,009億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは280億円(前連結会計年度比345億円減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出20億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは12億円(前連結会計年度比27億円増加)となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は3,590億円(前連結会計年度比2,268億円増加)となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態の分析

イ．貸出金

貸出金残高は、コロナ禍における地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、2020年3月末比1,384億円増加して2兆2,953億円となりました。

ロ．有価証券

有価証券残高は、国債や地方債など円建て債券を積み増した結果、2020年3月末比409億円増加して5,288億円となりました。

ハ．預金

預金残高は、コロナ禍における消費マインドの低下や、先行きの不安に対する支出の抑制などの影響により、法人、個人のお客さまともに大幅に増加し、2020年3月末比2,218億円増加して2兆7,688億円となりました。

ニ．純資産の部

純資産の部合計は、2020年3月末比155億円増加して1,824億円となりました。

ホ．連結自己資本比率（国内基準）

自己資本の額は、2020年6月に実施しました優先株式の発行や純利益の積み上げにより、2020年3月末比57億円増加して1,597億円となりました。リスク・アセットの額は、貸出金の増加等から、2020年3月末比186億円増加して1兆8,813億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国内基準）は、2020年3月末比0.23ポイント上昇して8.49%となりました。

	2020年3月31日 (%) (A)	2021年3月31日 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
連結自己資本比率（国内基準）	8.26	8.49	0.23

経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金運用収支	27,926	26,764	1,162
資金運用収益	28,641	27,205	1,436
資金調達費用 ()	715	441	274
役務取引等収支	5,786	6,932	1,146
役務取引等収益	9,819	10,833	1,014
役務取引等費用 ()	4,032	3,901	131
その他業務収支	210	11	221
その他業務収益	1,001	535	466
その他業務費用 ()	1,211	524	687
連結業務粗利益 (= + +)	33,502	33,707	205
営業経費 ()	26,020	25,743	277
その他経常収支	756	739	17
うち株式等関係損益	1,442	753	2,195
うち貸倒償却引当費用 ()	496	2,192	1,696
その他経常収益	10,929	11,411	482
その他経常費用 ()	11,686	12,151	465
経常利益 (= - +)	6,725	7,224	499
特別損益	52	129	77
特別利益	-	-	-
特別損失 ()	52	129	77
税金等調整前当期純利益 (= +)	6,672	7,095	423
法人税等合計 ()	2,101	2,188	87
当期純利益 (= -)	4,571	4,907	336
非支配株主に帰属する当期純利益 ()	41	143	102
親会社株主に帰属する当期純利益 (= -)	4,530	4,763	233

イ．主な収支

資金運用収支は、貸出金の大幅増加に伴い貸出金利息は増加しましたが、有価証券利息配当金が減少し、前連結会計年度比11億円減少して267億円となりました。

役務取引等収支は、コンサルティング活動に伴う法人関係手数料が順調に伸び、あわせて投資信託等の預り資産販売も堅調に推移したことから、前連結会計年度比11億円増加して69億円となりました。

その他業務収支は、前連結会計年度比2億円増加して0.1億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比2億円増加して337億円となりました。

ロ．経常利益

営業経費は、効率化による人件費と物件費の削減効果により、前連結会計年度比2億円減少して257億円となりました。

株式等関係損益は、前連結会計年度比21億円増加して7億円となりました。

貸倒償却引当費用は、厳格な自己査定を実施した結果、前連結会計年度比16億円増加して21億円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比4億円増加して72億円となりました。

ハ．親会社株主に帰属する当期純利益

特別損失の増加、法人税等合計の増加等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比2億円増加して47億円となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

イ．不良債権処理

貸出金の大幅増加によって適正な金額を一般貸倒引当金繰入額及び個別貸倒引当金繰入額に計上したことにより、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比16億円増加して21億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
不良債権処理額	1,041	1,765	724
貸出金償却	1,041	308	733
個別貸倒引当金繰入額	-	1,456	1,456
一般貸倒引当金繰入額	-	427	427
貸倒引当金戻入益	545	-	545
貸倒償却引当費用(= + -)	496	2,192	1,696

前記「2 事業等のリスク」に記載のとおり、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受けた様々な国民生活・経済活動の自粛・時短等により、当行の個人・法人のお客さまや千葉県内の多くの中小企業が、直接的並びに間接的に影響を受けております。当行は地域金融機関として、国・政府等の各種支援制度を積極的に活用しながら、資金繰り等お客さまの事業継続等を支える様々なサポートを行ってまいります。お取引先の支援を行うなかで、個々の貸出先の状況を適切に把握し、適時適切に対応することで、不良債権への影響を極小化するよう努めてまいります。

ロ．株式等関係損益

株式等関係損益は、前連結会計年度比21億円増加して7億円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
株式等関係損益	1,442	753	2,195
売却益	474	1,164	690
売却損	1,025	264	761
償却	891	146	745

セグメントごとの経営成績の分析

当行グループの大宗を占める銀行業につきましては、貸出金利息が増加したものの、有価証券利息配当金の減少などにより資金利益は減少しました。一方、法人関係手数料が好調に推移し、役員取引等利益は増加しました。また、不良債権処理費用は増加したものの、株式等売却損が減少したことから、銀行業の経常利益は、前連結会計年度比7億円増加して66億円となりました。

リース業の経常利益は、前連結会計年度比0.6億円増加して1億円となりました。

信用保証・クレジットカード業の経常利益は、前連結会計年度比0.3億円減少して9億円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当行グループは、銀行業を中心とした事業を行っておりますので、預金を資本の財源とし、主に貸出金や有価証券で運用しております。

今後、貸出金等業容の拡大に対応するための更なる自己資本充実と長期的な財務基盤の強化を図ることが当行企業価値向上に資すると考え、内部留保の蓄積とともに、普通株式の権利希薄化に最大限配慮をする方式での資本政策を展開してまいります。

設備投資等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

また、当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

なお、当連結会計年度における当行グループの資金状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営成績等に影響を与える会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(貸倒引当金の計上)

「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおり、当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

このように、貸倒引当金の計上額には、債務者区分の判定、担保の評価額及び保証による回収可能見込額等が大きく関わっております。前記「2 事業等のリスク」の「(1) 信用リスク」に記載のとおり、これらの要素には、担保不動産価値の下落、不動産市場の流動性の欠如、及び有価証券価格の下落等が影響します。また、当行は、千葉県を主要な営業基盤としていることから、国内景気動向の他、千葉県経済情勢の想定以上の悪化や同県を中心とした大規模災害等が発生した場合、また、新型コロナウイルス感染拡大による取引先の業況悪化も影響します。

これらの変動により、貸倒引当金の積増し、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

なお、連結財務諸表に与える影響につきましては、「第5 経理の状況」のうち、「1 連結財務諸表等」の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

中期経営計画（2019年4月～2022年3月）にて掲げた目標とする経営指標に対する2021年3月期の達成・進捗状況は以下のとおりであります。

目標とする経営指標

項目	指標	2021年3月期実績
預金残高	27,000億円	27,816億円
貸出金残高	23,000億円	22,976億円
当期純利益	60億円	46億円
普通株ROE（*1）	4.5%	3.6%

（*1）優先配当控除後当期純利益 / 優先株控除後純資産平残

2019年度より開始致しました中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022」において、当行が有する千葉県という肥沃なマーケットと当行がこれまで蓄積してきた経験・実績をもとに、計画の重点事項を確実に実施することによって、「高収益コンサルティング・バンク」への進化を実現させ、目標とする経営指標の達成を目指しております。

2021年3月期は、新型コロナウイルスの緊急的な措置として2020年4月に緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が大幅に制限される中、中小企業や個人のお取引先の資金繰り支援を迅速に対応してまいりました。また、“アフターコロナ”や“ウィズコロナ”に向けた新しい生活様式への移行など社会環境が大きく変化していく中では、様々な経営課題に対するソリューションを展開してまいりました。

当期純利益水準は2022年3月期に目標とする水準には達しておりませんが、預金残高・貸出金残高等の業容につきましても順調な伸びを見せており、計画に沿った進捗が図られているものと認識しております。

引き続き前中計で得られた経験・実績をもとに、コンサルティング考動を更に高度化させることにより、経営課題であります収益計画の達成とともに、自己資本比率の維持・向上に努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客様の利便性向上を図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、事務機械を中心に916百万円の設備投資を行いました。リース業で0百万円、信用保証・クレジットカード業では3百万円、その他の事業では74百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当行		本店他 71か店	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	店舗	61,843 (20,086)	12,041	5,980	268	1,218	19,509	1,208
		東京支 店他1 か店	東京都 中央区他	銀行業	店舗	144 (144)	-	112	-	17	130	43
		事務セ ンター	千葉県 千葉市 美浜区	銀行業	事務・ 配送セ ンター	- (-)	-	234	-	39	274	51
		社宅他 4か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設	2,088 (1,908)	7	35	-	0	43	-
連結 子会 社	千葉総合 リース株 式会社		千葉県 千葉市 中央区	リース 業	事務機 械等	- (-)	-	7	6	1	15	16
	ちば興銀 カード サービス 株式会社		千葉県 千葉市 中央区	信用保 証・ク レジット カード業	事務機 械等	- (-)	-	4	15	1	21	20
	ちば興銀 ビジネス サービス 株式会社 他1社		千葉県 千葉市 美浜区	その他	事務機 械等	- (-)	-	4	3	200	208	90

(注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,469百万円であります。

3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械152百万円、その他1,123百万円であります。

4. 当行の両替業務を主とした成田空港出張所、店舗外現金自動設備112か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市 建物 59百万円

6. ちば興銀ビジネスサービス(株)、ちば興銀コンピュータソフト(株)の設備は僅少のため、一括で記載しております。なお、その主なものは事務機械、車両であります。

7. ちば興銀ビジネスサービス株式会社は、2021年4月1日付で当行に吸収合併いたしました。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
当行	茂原支店	千葉県 茂原市	移転	銀行業	店舗等	186	-	自己資金	2021年3月	2021年6月
	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	63	-	自己資金	-	-

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械の主なものは2022年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第1回第五種優先株式	700,000
第2回第五種優先株式	700,000
第3回第五種優先株式	700,000
第4回第五種優先株式	700,000
第5回第五種優先株式	700,000
第6回第五種優先株式	700,000
第7回第五種優先株式	700,000
第8回第五種優先株式	700,000
第9回第五種優先株式	700,000
第10回第五種優先株式	700,000
第1回第六種優先株式	700,000
第2回第六種優先株式	700,000
第3回第六種優先株式	700,000
第4回第六種優先株式	700,000
第5回第六種優先株式	700,000
第6回第六種優先株式	700,000
第7回第六種優先株式	700,000
第8回第六種優先株式	700,000
第9回第六種優先株式	700,000
第10回第六種優先株式	700,000
第1回第七種優先株式	700,000
第2回第七種優先株式	700,000
第3回第七種優先株式	700,000
第4回第七種優先株式	700,000
第5回第七種優先株式	700,000
計	296,000,000

(注) 1. 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

2. 第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	62,222,045	62,222,045	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第二種優先株式	4,000,000	4,000,000	-	(注)2、6
第1回第六種優先株式	600,000	600,000	-	(注)3、6
第1回第七種優先株式	653,000	653,000	-	(注)4、6
第2回第七種優先株式	4,733	4,733	-	(注)5、6
計	67,479,778	67,479,778		

(注)1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注)2．第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1．優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、2000年8月15日から2001年3月31日までの229日間に對する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、2000年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2．残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3．優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、2007年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4．議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5．株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6．普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

(注)3. 第1回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第1回第六種優先期末配当金

(1) 第1回第六種優先期末配当金

当行は、当行定款第11条の定めに従い、第1回第六種優先株式の期末配当金（以下「第1回第六種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第1回第六種優先株式を有する株主（以下「第1回第六種優先株主」という。）、第1回第六種優先株式の信託受託者（以下「第1回第六種優先信託受託者」という。）又は第1回第六種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率2.75%を乗じて算出した550円（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、第1回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第六種優先期末配当金相当額

第1回第六種優先株式1株当たりの経過第1回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第1回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第六種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第1回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2022年3月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者又は第1回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第1回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる第1回第六種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回第六種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回第六種優先株式の取得と引換えに、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第六種優先期末配当金相当額を計算する。

5. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、第1回第六種優先株式の全てを、2027年1月4日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第1回第六種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第六種優先株主に対し、その有する第1回第六種優先株式数に第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、2017年1月12日の当行普通株式の終値（584円）に0.5を乗じた金額である292円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第1回第六種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{調整前下限取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八.()に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ()株式の分割をする場合
調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ()下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本（ ）、下記（ ）及び（ ）ならびに下記八.（ ）において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。
- (a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）又は本（ ）による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）又は本（ ）による調整が行われている場合
調整係数は、上記（ ）又は本（ ）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- ()取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（ ）又は（ ）による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（ ）による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ.上記イ.（ ）ないし（ ）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.

- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
 - () 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
 - () 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及び上記ロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
 - () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

6. 譲渡制限

- (1) 第1回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第1回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。
- (3) 取締役会は、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、代表取締役に対して、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を委任する。
- () 取締役会が定める「一定の基準」は以下の通りである。
 - 代表取締役は、下記イ.ないし二.の場合には、第1回第六種優先株式の譲渡による取得を承認するものとし、下記イ.ないし二.に該当しない場合には、別途取締役会において当該譲渡による取得を承認する旨の決定がない限り、当該譲渡による取得を承認しないものとする。
- イ. 第1回第六種優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引き受けた第1回第六種優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合

口．第1回第六種優先株主について、清算手続（会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該第1回第六種優先株主の保有に係る第1回第六種優先株式が譲渡される場合

ハ．日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である第1回第六種優先株主がその保有に係る第1回第六種優先株式を譲渡する場合

ニ．上記ロ．もしくはハ．の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した第1回第六種優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合

7．株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第1回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8．優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9．法令変更等

法令の変更等に伴い第1回第六種優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10．非上場

第1回第六種優先株式は、非上場とする。

11．その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 4．第1回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

1．第1回第七種優先期末配当金

(1) 第1回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第1回第七種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第1回第七種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第1回第七種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの払込金額相当額に年率1.8%を乗じて算出した900円（ただし、2019年3月31日を基準日とする第1回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年34.53円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第1回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第1回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第七種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、()第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

5. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2029年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、各第1回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{調整前下限取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八.()に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び()ならびに下記八.()において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合
調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- ()取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ.
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及び上記ロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()及び上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

6．株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

7．優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

8．法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9．非上場

本優先株式は、非上場とする。

10．その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5．第2回第七種優先株式の内容は以下のとおりであります。

1．第2回第七種優先期末配当金

(1) 第2回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第2回第七種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第2回第七種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第2回第七種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第2回第七種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率1.8%を乗じて算出した9,000円（ただし、2021年3月31日を基準日とする第2回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年7,101円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、第2回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第2回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第2回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第2回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第七種優先株主は、（ ）各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、（ ）第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回第七種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第2回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2030年10月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、各第2回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{調整前下限取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下、本()、下記()及び()ならびに下記八.()において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．又は下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合
調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ．下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- () 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()または()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)に基づく調整に先立って適用された上記イ．()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．()及び()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.()ないし()及び上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

11. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 6. 単元株式数は100株であります。また、第二種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。第1回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

イ．当事業年度以前に決議されたもの

決議年月日	2014年6月27日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数	72個(注)1	82個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 7,200株(注)2	当行普通株式 8,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	2014年7月15日 ~2044年7月14日	2015年8月5日 ~2045年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 735円 資本組入額 368円	発行価格 701円 資本組入額 351円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
新株予約権の数	277個(注)1	267個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 27,700株(注)2	当行普通株式 26,700株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	2016年7月22日 ~2046年7月21日	2017年7月22日 ~2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378円 資本組入額 189円	発行価格 541円 資本組入額 271円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	2018年6月27日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
新株予約権の数	395個(注)1	898個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 39,500株(注)2	当行普通株式 89,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	2018年7月21日 ~2048年7月20日	2019年7月25日 ~2049年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 426円 資本組入額 213円	発行価格 259円 資本組入額 130円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員12名
新株予約権の数	1,270個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 127,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月23日 ~2050年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 197円 資本組入額 99円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
2. 新株予約権の割当日後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合)には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4.に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホのいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。
イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて決定する。

ロ. 2021年6月25日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員12名
新株予約権の数	1,271個 [募集事項] 2. に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式 127,100株 [募集事項] 3. に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使したことにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 5. に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	2021年7月20日に決定する予定であります。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11. に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項] 7. に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 9. に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 募集新株予約権の名称

株式会社千葉興業銀行 第9回新株予約権

2. 募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役	604個
執行役員	667個
合計	1,271個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日（下記13.に定める。）後、当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2021年7月21日から2051年7月20日

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当行取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当行が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で取得し消却することができるものとする。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記 に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を一括して行使することができる。

(2) 前項に関わらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該議案が当行の取締役会で承認された場合）には、新株予約権者は、当該承認日の翌日から15日間の期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。ただし、本募集事項第9項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合にはこの限りではない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(4) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：2021年7月20日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：15年
- (5) ボラティリティ()：15年間(2006年7月21日から2021年7月20日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均値)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

上記により算出される金額は本新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

割当てを受ける者が当行に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺される。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2021年7月20日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年7月20日

15. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当行が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17.に定める払込取扱場所の当行の指定する口座に当行の指定する日時までに振り込むものとする。

16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

株式会社千葉興業銀行 総務部(なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。)

17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社千葉興業銀行 本店営業部(なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。)

18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当行募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当行は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当行の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

19. 本募集事項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本募集事項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本募集事項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、本募集事項を変更できるものとし、かかる変更は本募集事項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当行は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は取締役頭取に一任する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2017年1月30日(注)1	600	74,222	5,760	67,880	5,760	12,731
2017年1月30日(注)2	-	74,222	5,760	62,120	5,760	6,971
2017年2月2日(注)3	1,750	72,472	-	62,120	-	6,971
2019年3月18日(注)4	653	73,125	16,325	78,445	16,325	23,296
2019年3月18日(注)5	-	73,125	16,325	62,120	16,325	6,971
2019年3月20日(注)6	4,650	68,475	-	62,120	-	6,971
2020年1月9日(注)7	500	67,975	-	62,120	-	6,971
2020年6月17日(注)8	4	67,979	1,183	63,303	1,183	8,154
2020年6月17日(注)9	-	67,979	1,183	62,120	1,183	6,971
2021年2月5日(注)10	500	67,479	-	62,120	-	6,971

(注)1. 有償一般募集 第1回第六種優先株式 600千株

発行価格 20,000円 発行価額 19,200円 資本組入額 9,600円 払込金総額 11,520百万円

2. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額5,760百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額5,760百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

3. 第四種優先株式の一部1,750千株を取得及び消却したものであります。

4. 有償第三者割当 第1回第七種優先株式 653千株

発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円

5. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額16,325百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額16,325百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

6. 第四種優先株式の全株4,650千株を取得及び消却したものであります。

7. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

8. 新株予約権の権利行使による第2回第七種優先株式発行 4千株

発行価格 500,000円 資本組入額 250,000円

9. 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額1,183百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額1,183百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

10. 第二種優先株式の一部500千株を取得及び消却したものであります。

(5)【所有者別状況】

普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	36	38	671	93	11	8,558	9,407	
所有株式数(単元)	-	253,119	24,523	120,813	52,729	24	169,813	621,021	119,945
所有株式数の割合(%)	-	40.75	3.94	19.45	8.49	0.00	27.34	100.00	

(注)1. 自己株式2,977,701株は「個人その他」に29,777単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

第二種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	40,000	-	-	-	-	-	40,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第1回第六種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	-	18	-	-	-	22	
所有株式数(単元)	-	250	-	5,750	-	-	-	6,000	-
所有株式数の割合(%)	-	4.16	-	95.83	-	-	-	100.00	

第1回第七種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	-	160	-	-	12	176	
所有株式数(単元)	-	360	-	5,960	-	-	210	6,530	-
所有株式数の割合(%)	-	5.51	-	91.27	-	-	3.21	100.00	

第2回第七種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	14	-	-	1	15	-
所有株式数（単元）	-	-	-	24	-	-	1	25	2,233
所有株式数の割合（％）	-	-	-	96.00	-	-	4.00	100.00	-

（6）【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	13,583,910	21.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	3,757,900	5.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	2,012,000	3.11
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	1,283,017	1.98
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	1,260,000	1.95
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	1,178,200	1.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	東京都中央区晴海1-8-12	1,028,700	1.59
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.43
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US（東京都新宿区新宿6-27-30）	862,100	1.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	東京都中央区晴海1-8-12	770,100	1.19
計		26,662,727	41.33

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	95,839	16.20
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	37,579	6.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	20,120	3.40
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	12,830	2.17
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.11
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	11,582	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-12	10,287	1.73
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,268	1.56
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US(東京都新宿区新宿6-27-30)	8,621	1.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	7,701	1.30
計		226,324	38.27

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 4,000,000 第1回第六種優先株式 600,000 第1回第七種優先株式 653,000 第2回第七種優先株式 2,500		前記「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,977,700		前記「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,124,400	591,244	同上
単元未満株式	普通株式 119,945 第2回第七種優先株式 2,233		同上
発行済株式総数	67,479,778		
総株主の議決権		591,244	

(注)上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町 2-1-2	2,977,700	-	2,977,700	4.41
計		2,977,700	-	2,977,700	4.41

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する第二種優先株式の取得
会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する第二種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年1月27日)での決議状況 (取得期間 2021年2月5日)	500,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	500,000	2,000,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,597	404,614
当期間における取得自己株式	12	3,338

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (株式報酬型ストックオプションの行使)	34,500	10,859,317	-	-
保有自己株式数	2,977,701		2,977,713	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

第二種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	2,000,000,000	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
2021年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	177	普通株式	3
	第二種優先株式	416	第二種優先株式	104
	第1回第六種優先株式	330	第1回第六種優先株式	550
	第1回第七種優先株式	587	第1回第七種優先株式	900
	第2回第七種優先株式	33	第2回第七種優先株式	7,101

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行におけるコーポレートガバナンスとは、株主をはじめ顧客、役職員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、当行が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しております。

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、実効的なコーポレートガバナンスの実現が必要不可欠であるとの認識に基づき、コーポレートガバナンスの強化及び充実に最重要経営課題の一つに位置付けております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査役会設置会社の形態を採用しており、機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いております。

経営の最高意思決定機関及び監督機関である取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営方針等の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会は、青柳俊一（取締役会長）、梅田仁司（取締役頭取）、松丸隆一（取締役副頭取）、立野嘉明（専務取締役）、神田泰光（常務取締役）、白井克己（常務取締役）、戸谷久子（社外取締役）、山田英司（社外取締役）、杉浦哲郎（社外取締役）の9名の取締役ににより構成され、うち3名の社外取締役を選任しており、取締役会長が議長となっております。また、取締役会の下部組織として、経営会議を設置し、取締役会の権限の一部を委譲することにより、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。経営会議は、会長及び頭取、副頭取執行役員（うち1人は副頭取・COO）、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員により構成され、頭取が議長となっております。

さらに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、取締役及び監査役等の役員の指名・選解任に関する事項、取締役等の役員の報酬に関する事項等を審議し、取締役会の実効性向上、延いては当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。ガバナンス委員会は、独立社外取締役、独立社外監査役及び代表取締役に構成され、委員長は独立社外取締役が務めるものとし、独立社外取締役が複数の場合は、独立社外取締役の互選により選定しております。コンプライアンス委員会は、経営の重要課題であるコンプライアンスについて、組織横断的な議論を行い、その結果を取締役会等へ答申することで、経営の意思決定に資するとともに、当行のコンプライアンスの実効性向上を図っております。コンプライアンス委員会は、代表取締役1名を委員長とし、関連部署の担当役員及び部長により構成されております。

監査役会は、加藤重人（常勤監査役）、横山均（常勤監査役）、坂本淳一（社外監査役）、菊川隆志（社外監査役）の4名の監査役により構成され、うち2名の社外監査役を選任しており、監査役の中から議長を定めております。

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であります。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として、社外取締役を選任しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

(イ)業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。

- ・取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

() 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ・当行は、連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。

() 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統一的に管理しております。

() 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。

() 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

() その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。

- ・当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。

当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
- ・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

当行の監査役への報告に関する体制

() 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制

- ・取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
- ・なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

() 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ・当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
- ・連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ・代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べる事が可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

(口) リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持、向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取り組んでおります。

(八) コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては、経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまででも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンス・プログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

(二) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、すみやかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。反社会的勢力との関係遮断に取組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化に取り組んでまいります。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当行は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当行は社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

ハ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされておりますが、被保険者ごとの損害賠償請求上限額及び総てん補限度額が定められております。

加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(注) 2021年3月1日以降、本有価証券報告書提出日の間に締結する役員等賠償責任保険契約はありませんが、保険期間を「2020年10月1日～2021年10月1日」とする役員等賠償責任保険契約について上記の内容で締結しており、期日到来後、当該契約は更新の予定です。

ニ．取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ヘ．自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

ト．中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

チ．株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。また、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨定款に定めております。これらは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ．種類株式の議決権

第二種、第四種、第五種、第六種及び第七種優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

なお、提出日現在、発行済の優先株式は、第二種優先株式、第1回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 12名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	青柳 俊一	1955年7月12日生	1980年4月 当行入行 1996年8月 国際部調査役兼ニューヨーク駐在 員事務所長 2003年7月 参事経営企画部担当部長 2004年5月 参事経営企画部長 2004年6月 執行役員経営企画部長 2007年5月 常務執行役員 2007年6月 常務取締役常務執行役員 2009年6月 取締役頭取 2019年4月 取締役会長(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 4,100 優先株式 4
取締役頭取 (代表取締役)	梅田 仁司	1962年12月24日生	1986年4月 当行入行 2006年4月 薬円台支店長 2012年7月 参事経営企画部担当部長 2014年4月 参事経営企画部長 2014年6月 執行役員経営企画部長 2016年4月 執行役員本店営業部長 2016年5月 常務執行役員本店営業部長 2017年4月 常務執行役員 2018年6月 常務取締役常務執行役員 2019年4月 取締役頭取(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 3,600 優先株式 10
取締役副頭取 (代表取締役)	松丸 隆一	1959年8月1日生	1983年4月 株式会社富士銀行入行 2002年4月 みずほ証券株式会社資本市場第4 部部長 2008年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 2010年8月 みずほインベスターズ証券株式会 社執行役員 2014年6月 確定拠出年金サービス株式会社代 表取締役社長 2017年5月 当行常務執行役員 2017年6月 取締役副頭取(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 3,800 優先株式 -
専務取締役 専務執行役員	立野 嘉明	1957年8月8日生	1981年4月 当行入行 2007年7月 参事審査部担当部長 2009年6月 執行役員審査部長 2012年4月 執行役員本店営業部長 2013年4月 執行役員 2013年5月 常務執行役員 2016年6月 常務取締役常務執行役員 2018年6月 専務取締役専務執行役員(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 3,910 優先株式 6
常務取締役 常務執行役員	神田 泰光	1962年11月2日生	1986年4月 株式会社富士銀行入行 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 金融・公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部長 2016年4月 同経営企画部長 2016年6月 当行執行役員経営企画部長 2017年5月 常務執行役員経営企画部長 2019年4月 常務執行役員 2020年6月 常務取締役常務執行役員(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 3,800 優先株式 6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 常務執行役員	白井 克己	1963年11月5日生	1987年4月 当行入行 2004年11月 柏支店地区法人部長 2007年4月 浦安支店長 2010年4月 営業統括部部長代理 2012年4月 五井支店長 2013年7月 参事五井支店長 2014年4月 参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長 2015年4月 参事支店業務部長 2015年6月 執行役員支店業務部長 2016年4月 執行役員法人戦略部長 2016年5月 執行役員営業副本部長兼法人戦略部長 2019年4月 常務執行役員エリア長兼本店営業部長 2020年4月 常務執行役員 2020年6月 常務取締役常務執行役員(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 2,800 優先株式 -
取締役	戸谷 久子	1952年8月1日生	1975年4月 千葉県入庁 2000年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長 2002年4月 同県総合企画部女性サポートセンター所長 2004年4月 同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事 2007年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 2008年4月 同県健康福祉部次長 2009年4月 同県健康福祉部長 2011年4月 同県環境生活部長 2013年3月 同県退職 2013年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常務理事 2015年6月 当行取締役(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 1,700 優先株式 -
取締役	山田 英司	1955年7月18日生	1978年4月 日本電信電話公社入社 2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長 2002年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長 2004年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長 2005年6月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長 2017年6月 当行取締役(現職) 2021年6月 日本電子計算株式会社顧問(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 1,200 優先株式 -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	杉浦 哲郎	1954年7月30日生	1977年4月 株式会社富士銀行入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行関連事業部付 出向 株式会社富士総合研究所理 事チーフエコノミスト 2003年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループグループ戦略第一部付 出向 みずほ総合研究所株式会社 チーフエコノミスト 2004年4月 同社経営企画部付 出向 みずほ総 合研究所株式会社チーフエコノミ スト 2005年4月 同社執行役員経営企画部付 みず ほ総合研究所株式会社常務執行役 員チーフエコノミスト 2007年4月 みずほ総合研究所株式会社専務執 行役員 2011年7月 同社副理事長 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事 2019年6月 同法人理事・調査委員長 当行取締役(現職) 2019年11月 一般社団法人日本経済調査協議会 調査委員長(現職)	2021年6月 から1年	普通株式 700 優先株式 -
常勤監査役	加藤 重人	1959年6月24日生	1982年4月 株式会社富士銀行入行 2002年11月 株式会社みずほコーポレート銀行 金融・公共法人企画部付参事役 当行出向 2005年4月 株式会社みずほ銀行ローン・職域 業務部次長 2006年3月 同行ローン業務部室長 2009年2月 当行出向リスク統括部参事役 2009年4月 同参事リスク統括部長 2009年6月 当行執行役員リスク統括部長 2010年5月 常務執行役員リスク統括部長 2013年4月 常務執行役員 2019年4月 執行役員 2019年6月 常勤監査役(現職)	2021年6月 から4年	普通株式 15,900 優先株式 -
常勤監査役	横山 均	1961年10月4日生	1984年4月 当行入行 2004年1月 四街道支店長 2005年5月 梅郷支店長 2007年1月 営業統括部部長代理 2008年4月 営業統括部副部长 2009年4月 市場金融部長 2010年7月 参事市場金融部長 2010年10月 参事柏支店長 2013年4月 参事リスク統括部長 2014年6月 執行役員リスク統括部長 2017年4月 執行役員総務部長 2018年4月 常務執行役員 2019年4月 常務執行役員エリア長 2020年4月 執行役員 2020年6月 常勤監査役(現職)	2021年6月 から4年	普通株式 20,400 優先株式 -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	坂本 淳一	1956年 5月25日生	1981年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 2006年 4月 株式会社損害保険ジャパンマー ケット開発室長 2008年 4月 同社北北海道支店長 2010年 4月 同社神戸支店長 2012年 4月 同社執行役員茨城支店長 2013年 4月 同社執行役員関東副本部長兼茨城 支店長兼茨城南支店長 2014年 4月 S O M P O ビジネスソリューション ズ株式会社代表取締役社長 2018年 4月 同社代表取締役会長 2019年 6月 当行監査役(現職)	2019年 6月 から 4年	普通株式 700 優先株式 -
監査役	菊川 隆志	1960年 4月21日生	1983年 4月 安田生命保険相互会社入社 2001年 4月 同社金沢支社長 2004年 1月 明治安田生命保険相互会社新宿支 社長 2006年 4月 同社札幌支社長 2009年 4月 同社コンプライアンス統括部長 2012年 4月 同社業務部長 2014年 4月 同社執行役員大阪本部長 2016年 4月 同社常務執行役員 2020年 4月 同社専務執行役員 2021年 4月 同社常任顧問(現職) 2021年 6月 当行監査役(現職)	2021年 6月 から 4年	普通株式 - 優先株式 -
計					普通株式 62,610 優先株式 26

- (注) 1. 取締役戸谷久子、取締役山田英司及び取締役杉浦哲郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役坂本淳一及び監査役菊川隆志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 所有株式数の優先株式は、全て第2回第七種優先株式であります。
4. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
米倉 偉之	1952年 6月 4日生	1984年 4月 弁護士登録 1984年 4月 杉本・柳川・奥山法律事務所 (現 東京丸の内法律事務所) 入所(現職)	-

5. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。2021年6月25日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は次のとおりであります。
- 常務執行役員 下間章雄、田中啓之、古山隆志、國府田治、宮本昭
執行役員 京増好一、宮本昌彦、金杉毅、青木剛、森省一、吉越善次、尾關邦斗

社外役員の状況

当行の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また、同氏は千葉県庁の出身であり、2016年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。2018年5月から公益財団法人千葉日報福祉事業団理事に就任しております(2021年6月26日退任予定)。当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心子ども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会、公益財団法人千葉日報福祉事業団とも一般的な預金取引があります。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2015年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。2021年6月、日本電子計算株式会社代表取締役社長を退任され、同社顧問に就任されております。当行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役杉浦哲郎氏は、2007年3月まで株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「同グループ」という。）の執行役員でありました。2007年4月からは、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）専務執行役員、2011年7月同社副理事長。2014年4月からは独立系のシンクタンクである一般社団法人日本経済調査協議会専務理事に就かれ、2019年11月に同協議会の理事を退任されております。同グループ傘下の株式会社みずほ銀行（以下「同行」という。）は、当行株式の議決権を17.8%保有する主要株主であります。また、同行との間では経営コンサルティング業務委託契約を締結し、当行からの要請により同行からの出向者が本部に在籍しておりますが、当行の経営方針や経営戦略並びに各種施策は、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。また、当行は日本経済調査協議会の正会員として情報提供サービスを受けております。なお、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役坂本淳一氏は、2014年3月まで株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン株式会社）の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。当行は、損害保険ジャパン株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。また、同氏は当行の株式を保有しており、その保有株式数は、上記の所有株式数の欄に記載のとおりであります。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外監査役菊川隆志氏は、2021年3月まで明治安田生命保険相互会社専務執行役でありました。現在は同社の常任顧問に就かれております。当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。上記の取引は、その規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役は、株主に対する受託者責任及び法令の定める義務を負うことを認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、銀行の経営方針に従い、適切に業務を執行することを通じて、当行及び株主共同の利益の達成を図ることに加えて、取締役会における銀行の重要な事項の決定に際して、必要に応じて銀行外部の知見を提供し、独立的な見地から、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する役割・責務を担っております。社外取締役戸谷久子氏は、千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役山田英司氏は、日本電子計算株式会社代表取締役社長として、システム開発等（地銀共同センター関連等）の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。社外取締役杉浦哲郎氏は、1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社（現・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えております。上記3名は、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として選任しております。

社外監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査するとともに、銀行の社会的責任の重要性を認識し、その職責を自覚の上、適正な監査を行うことによって、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を構築する役割・責務を負っております。社外監査役両氏は、社外での経歴により客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は下記のとおり定めております。なお、社外取締役3名及び社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

< 社外役員に係る独立性判断基準 >

1. 独立性判断基準

(1) 当行において、独立性を有する社外役員（社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。）であるというためには、当行の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。）であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当行の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当行の業務執行者であつた者であつてはならない。

(2) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行の現在の子会社の業務執行者であつてはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当該子会社の非業務執行取締役又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当該子会社の業務執行者であつてはならない。

(3) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人

最近5年間に於いて、当行の現在の主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人であつた者

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人

(4) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

当行又はその子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当行又はその子会社を主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当行又はその子会社から受けていた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行の主要な取引先である者（当行に対して、当行の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて、当行の主要な取引先であつた者（当行に対して、当行の対象事業年度の直近事業年度における年間連結経常収益の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者

当行又はその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行者

(5) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、当行又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員であつてはならない。

(6) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であつてはならない。

現在当行又はその子会社の会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者

最近3年間に於いて、当行又はその子会社の会計監査人であつた公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であつて、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

上記 又は に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

上記又はに該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当行又はその子会社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

- (7) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近5年間において当行又はその子会社の取締役、執行役員又はその他の重要な使用人であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近5年間において、当行の現在の主要株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は執行役員であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行又はその子会社を主要な取引先とする者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当行又はその子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行又はその子会社を主要な取引先としていた会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行の主要な取引先（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当行の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の二親等内の親族若しくは同居の親族

最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であった者（個人）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、最近3年間のいずれかの事業年度において当行の主要な取引先であった会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

当行又はその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員又はパートナーである者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の従業員であって、当行又はその子会社の監査業務を現在実際に担当（但し、補助的関与は除く。）している者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、最近3年間において、当行又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員若しくはパートナー又は従業員であって、当該期間において、当行又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者に該当する者

その配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、上記第6項の又はに該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者、又は、上記第6項の又はに該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当行又はその子会社を主要な取引先とするファームの社員又はパートナーに該当する者

- (8) 当行において、独立性を有する社外役員であるというためには、その他、当行の一般株主全体との間で上記第1項から第7項までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

- (9) 当行において、独立性を有する社外役員の地位にある者が、独立性を有する社外役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

2. 独立性を有する社外役員選任手続

独立性を有する社外役員の候補者の選任については、取締役会の決議事項とし、また、選任過程の透明性及び公正性を確保し、独立性を有する社外役員がその期待される役割を十全に果たすことを可能とするため、独立社外取締役又は独立社外監査役1名の同意を要する。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は会計監査人及び監査役会との意見交換会等に出席する等、会計監査人及び監査役会との連携を図るほか、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監督・監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、4名の監査役（うち2名は社外監査役）は、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行っております。

当事業年度において当行は、監査役会を毎月1回、臨時を含めて14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
常勤	星野 智史	4	4
	加藤 重人	14	14
	横山 均	10	10
非常勤	安藤 正紀	14	14
	坂本 淳一	14	14

(注) 回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

イ. 監査役会における主な検討事項

監査役会は、年度毎に監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門等と連携しながら、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の3点を主な検討事項として、監査を実施しました。

- () 当事業年度の監査項目は、2つの基本監査項目（取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況、内部統制システムの構築・運用状況）のほかに、経営上の施策の中から重点監査項目を設定し、監査を実施しました。そのために、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、本店及び主要な営業店の業務及び財産の状況を、営業店往査もしくは本部監査の実施により調査をしたほか、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- () 内部統制システムに関しては、取締役等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の「評価及び監査の状況についての報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。
- () 会計監査人からは、定期的に監査状況のレビューを受けるとともに、「職務の執行が適正に行われることを確保する為の体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従い、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、活発に意見交換を実施しました。

ロ．常勤監査役の活動状況

基本監査項目としては、取締役会その他重要な会議への出席や、稟議書等の重要な書類の閲覧により、取締役会等の意思決定、法的義務の履行状況及び内部統制システムの構築・運用状況について監査を実施しました。また、当事業年度の重点監査項目としては、中期経営計画の進捗のフォロー、人材育成の取組状況、不祥事未然防止への取組状況、関連会社との緊密な連携、事務及び営業活動の効率化への取組状況、マネー・ローナリング等防止態勢に係る取組状況、危機管理態勢の7項目を選定し、監査を実施しました。なお、基本監査項目、重点監査項目ともに、定期的に営業店往査及び本部監査を実施し、その活動結果は、監査役会で議論のうえ、全取締役に往査記録として回付したほか定期的に開催する代表取締役との意見交換会のテーマにも採り上げ、必要な提言を実施しました。

社外監査役とは、年2回の代表取締役との意見交換会出席、営業店往査への帯同訪問、関連会社への往査等、情報共有の機会を増やし、社外監査役の知見も参考にしながら、監査上の重要な課題についての意見形成に努めました。

また、会計監査人とは、双方向で必要な情報を提供するなどの連携を図り、実効性あるコミュニケーションを強化し、監査役と会計監査人間の監査品質と監査効率の向上を目指し、適正性及び信頼性の確保に努めました。

ハ．非常勤監査役の活動状況

社外監査役は、取締役会への出席を主体として、客観的な立場から取締役の業務の執行を監査しつつ、必要に応じて意見表明しました。また、会社の外部で得られる情報の提供を行い、その知見を活用しながら、監査役会にて常勤監査役と意見を交換しました。更に、年2回の代表取締役との意見交換会出席、営業店往査への帯同訪問、関連会社への往査等を実施し、情報の共有化を図ると共に、監査上の重要な課題についての意見形成に貢献しました。

内部監査の状況

イ．内部監査の組織、人員及び手続

当行は、内部監査部門として監査部（19名）を設置しております。

監査部は、職務上のレポーティングラインを取締役に、部門運営上のレポーティングラインを取締役会長に持つ、業務執行ラインとは完全に独立した組織となっております。取締役会で決定した内部監査の基本方針、内部監査規程及び内部監査計画等に基づき、銀行及び連結子会社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性を検証・評価し、課題改善に向けた提言を行っております。また、監査部が実施した内部監査の結果及び改善事項へのフォローアップは、取締役会及び取締役会長へ報告しております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査部は、個々の監査が終了次第、監査役へ監査報告書をもって報告しております。また、監査役が本部・営業店へ往査した結果も監査部に提供されており、相互に情報交換することにより行内の状況把握に努めております。

監査部、監査役及び会計監査人は随時意見交換を実施しているほか、監査役は、会計監査人の往査及び講評に同席しており、内部監査、監査役監査及び会計監査の連携強化を図っております。

また、必要に応じて内部統制部門から報告を受ける等も実施しており、実効性の高い監査の実施に努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

21年間

ハ．業務を執行した公認会計士

藤井 義博
長谷川 敬

二．監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は23名（公認会計士10名、その他13名）であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当行監査役会は、会計監査人の選定（再任）の決定にあたっては、「監査法人の選定（再任）に係るガイドライン」に定める事項を総合的に勘案し、さらにチェックリストを利用してその適否を判断することとしております。会計監査人の解任又は不再任の決定の方針としては、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することとしており、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告することとしております。

上記に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査活動の適切性・妥当性について評価・検討した結果、特段問題ないことから、当行監査役会はEY新日本有限責任監査法人を再任しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当行の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、当行監査役会が定めた「監査法人の再任に係るガイドライン」及びチェックリストに基づき実施しており、特段の問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	60	10	60	25
連結子会社	6	-	6	-
計	66	10	66	25

前連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計に関する助言業務の委託であります。

当連結会計年度において、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計に関する助言業務の委託であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYグループ）に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ．報酬の決定方針

当行は、当行の取締役に対する報酬（以下「役員報酬」という）に係る決定に関し「役員報酬に関する基本方針」を定めております。

加えて、この基本方針の下、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、ガバナンス委員会において当該方針について審議を行い、かかる審議を踏まえて、2021年2月25日開催の取締役会にて、当該方針を決議いたしました。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が、上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

() 基本方針

- ・役員報酬は、当行の企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

() 報酬体系

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬及び業績連動報酬）と株式報酬型ストックオプションで構成されております。

基本報酬における固定報酬は月例とし、役位職責、在位年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定いたします。基本報酬における業績連動報酬は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の前年度における業務執行状況」を指標とし、毎年6月に年1回支給いたします。

基本報酬の業績連動報酬に係る指標は、代表取締役である取締役は「当期利益計画の達成状況」とし、代表取締役以外の取締役は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の前年度における業務執行状況」としております。当該指標を選択した理由は、取締役の当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、達成状況や業務執行に応じ、基準額の0%～130%の範囲で変動いたしますが、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標（当期利益計画）は45億円で、実績は46億円（達成率は103%）となりました。各役員の業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。

非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションは、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。

株式報酬型ストックオプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となり、毎年6月に年1回支給いたします。株式報酬型ストックオプションの内容及び交付状況は、「第4 提出会社の状況」中、1「(2) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

当行の社外取締役及び監査役の報酬については、中立性及び独立性を高めるため、固定報酬のみとしております。

【報酬構成】(例) 代表取締役（会長・頭取・副頭取）で業績達成率：100%のケース

固定報酬	基本報酬	固定報酬	役位に基づく基準額を金銭にて毎月支給	75.2%	金銭 89.6%
		業績連動報酬 ※1	役位に基づく基準額に当行の業績等を反映した額を金銭にて、年1回支給	14.4%	
変動報酬		株式報酬型 ストックオプション※2	役位に応じて、当行が発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年1回割当支給	10.4%	株式 10.4%

- 1 基本報酬の業績連動報酬に係る業績評価の指標は、「当期利益計画の達成状況」としており、基準額の0%～130%の範囲で変動いたします。代表取締役以外の取締役（除く社外取締役）は、上記の業績評価に加え、各々の役員の前年度における業務執行状況も指標としており、二つの指標の達成状況等を総合的に評価し、業績連動報酬は基準額の0%～130%の範囲で変動いたします。
- 2 株式報酬型ストックオプションは、基準額で割合を算出しております。

() 報酬決定

当行の役員の報酬等は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において取締役の金銭報酬限度額は年額200百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）となります。監査役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。また、上記の金銭報酬限度額とは別枠で、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、取締役に対する非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションの報酬額として、年額30百万円以内、また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。加えて、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2020年法務省令第52号）の施行に伴い、株式報酬型ストックオプション等に関する株主総会決議事項が明確化されたことを踏まえ、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容につき改めて決議しております。ただし、今般の法改正に対応したものであり、報酬額上限や新株予約権の総数の条件など具体的な内容について実質的な変更を加えるものではありません。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名となります。

() 報酬決定プロセス等

当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の個人別の報酬は取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の個人別の報酬については監査役会が決定します。

なお、当事業年度における当行の役員の報酬額等の額の決定過程における取締役会、監査役会及びガバナンス委員会の活動は、2021年5月及び6月開催のガバナンス委員会にて「業績評価」及び各役員の「業務執行状況」に基づく役員報酬額について審議を行い、取締役会へ答申しました。取締役会は、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、2021年5月及び6月開催の取締役会にて取締役の報酬額を決定しました。監査役会は、2021年6月開催の監査役会にて監査役の報酬額を決定いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)				左記のうち、非金銭報酬等
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション		
取締役（社外取締役を除く）	6	138	99	26	12	12
監査役（社外監査役を除く）	2	27	27	-	-	-
社外役員	5	26	26	-	-	-

(注) 取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション12百万円であり、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行における投資有価証券に該当する株式の保有目的（「純投資」と「政策投資」）の区分は、株式への投資を通じキャピタルゲインを得ることを主たる目的とするものを「純投資」とし、当行の企業価値向上を主たる目的とするものを「政策投資」と区分しております。

なお、「政策投資」における保有目的は、(1) 株式投資を通じ取引先企業との関係・連携強化により投資先企業との取引を量的・質的に向上し、当行収益の拡大化を目的とするものと、(2) 当行事業基盤の強化・充実を目的とした投資先企業との提携関係や情報交換網構築等、事業上のネットワーク構築を目的とするもの、があります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行における政策投資株式の基本方針は、当行の企業価値向上に向けて、真に必要な場合についてのみ投資を行うものとし、また、保有合理性があると判断するものについては、これを継続保有するものとしております。また、政策投資上場株式については、これら方針に定めるものを除き、縮小を基本方針とすると定めております。

政策投資株式の保有目的は、当行の企業価値向上に向け、(1) 取引関係の維持・拡大を目的とするもの、(2) 事業上の関係維持・拡大を目的とするものに限定しております。基本方針を踏まえた年度毎の運営方針を定めるとともに、保有目的を踏まえ個社毎に保有意義検証を行い、その結果保有意義が認められない場合には縮小を検討しております。

保有意義の検証は、毎年取締役会にて個社別に保有目的を踏まえ、保有に伴う便益やリスク、コストに加え取引状況等を加味し総合的に検証しており、当事業年度においては上場政策投資株式の95%以上で保有意義が確認できました。保有意義が希薄化した銘柄については保有意義の改善を目指す、もしくは売却を検討してまいります。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	50	34,977
非上場株式	52	1,261

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	2	112
非上場株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
キッコーマン株式会社	1,033,564	1,033,564	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	6,811	4,759		
イオン株式会社	1,410,962	1,410,962	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	4,654	3,384		
株式会社オリエンタ ルランド	260,000	260,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	4,322	3,593		
京葉瓦斯株式会社	540,150	540,150	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	1,777	1,577		
SOMPOホール ディングス株式会社	360,562	360,562	事業上の関係維持・強化を目的に保有 し、当行における損害保険業務について 総合的に寄与	無
	1,529	1,205		
京成電鉄株式会社	402,000	402,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,455	1,254		
東京海上ホールディ ングス株式会社	215,995	215,995	事業上の関係維持・強化を目的に保有 し、当行における損害保険業務について 総合的に寄与	無
	1,137	1,069		
株式会社ヤクルト本 社	180,700	180,700	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1,011	1,154		
株式会社ケーヨー	1,363,833	1,363,833	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	999	673		
株式会社マツモトキ ヨシホールディング ス	200,000	200,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	986	786		
住友不動産株式会社	249,800	249,800	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	975	658		
新日本建設株式会社	968,480	968,480	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	855	798		
サッポロホールディ ングス株式会社	310,100	310,100	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	711	618		
フクダ電子株式会社	80,000	80,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	672	672		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ユアサ・フナシヨク 株式会社	223,290	223,290	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	669	672		
大成建設株式会社	153,600	153,600	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	655	507		
株式会社武蔵野銀行	320,308	320,308	事業上の関係維持・強化を目的に保有 し、ATMにおける提携先として寄与	有
	585	440		
K & O エナジーグ ループ株式会社	341,565	341,565	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	501	510		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ (注)4	306,230	3,062,309	当行の関連会社として、事業上の関係維 持・強化を目的として保有し、銀行業 務・業界動向等の情報連携先として寄与	無
	489	378		
株式会社ウェザー ニューズ	80,000	80,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	421	282		
東京建物株式会社	235,152	235,152	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	395	269		
株式会社大垣共立銀 行	153,935	153,935	事業上の関係維持・強化を目的として保 有し、銀行業務・業界動向等の情報連携 先として寄与	有
	342	334		
東急不動産ホール ディングス株式会社	500,000	500,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	327	259		
安田倉庫株式会社	300,000	300,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	291	253		
株式会社丸山製作所	162,587	162,587	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	285	182		
出光興産株式会社	91,200	91,200	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	260	225		
T P R 株式会社	146,072	146,072	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	234	168		
那須電機鉄工株式 会社	16,500	16,500	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	186	121		
アイエックス・ナ レッジ株式会社	203,200	203,200	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	172	97		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社大和証券グループ本社	255,000	255,000	事業上の関係維持・強化を目的として保有し、当行株式関連の主幹証券会社として寄与	有
	145	106		
野村ホールディングス株式会社	223,144	223,144	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	129	102		
株式会社四国銀行	146,380	146,380	事業上の関係維持・強化を目的として保有し、銀行業務・業界動向等の情報連携先として寄与	有
	114	124		
株式会社ジャックス	42,099	42,099	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	95	77		
新京成電鉄株式会社	42,195	42,195	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	93	92		
沖電気工業株式会社	80,877	80,877	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	93	82		
株式会社みちのく銀行	75,811	75,811	事業上の関係維持・強化を目的として保有し、銀行業務・業界動向等の情報連携先として寄与	有
	82	90		
南総通運株式会社	60,000	60,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	73	58		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ	25,848	25,848	事業上の関係維持・強化を目的として保有し、銀行業務・業界動向等の情報連携先として寄与	無
	67	61		
京浜急行電鉄株式会社	36,651	36,651	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	61	66		
藤田観光株式会社	29,000	29,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	無
	55	45		
株式会社筑波銀行	299,632	299,632	事業上の関係維持・強化を目的に保有し、ATMにおける提携先として寄与	有
	55	50		
川岸工業株式会社	14,700	14,700	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	無
	45	28		
パウダーテック株式会社	13,800	33,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	無
	40	105		
株式会社鴨川グランドホテル	100,800	100,800	取引関係の維持・強化を目的に保有し、預貸金を含む各種取引や配当収入等当行の企業価値向上に総合的に寄与	有
	26	31		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
セントラル総合開発 株式会社	73,000	73,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	25	19		
株式会社ファミリー	40,000	40,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	有
	24	12		
株式会社東天紅	20,000	20,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	21	16		
株式会社市進ホール ディングス	15,000	15,000	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	5	6		
双葉電子工業株式会 社	1,210	1,210	取引関係の維持・強化を目的に保有し、 預貸金を含む各種取引や配当収入等当行 の企業価値向上に総合的に寄与	無
	1	1		
株式会社三菱UFJ フィナンシャルグ ループ	839	839	事業上の関係維持・強化を目的として保 有し、銀行業務・業界動向等の情報連携 先として寄与	無
	0	0		
株式会社南日本銀行	-	76,600	事業上の関係維持・強化を目的に保有す るも、2021年3月末までに売却済	無
	-	66		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果については、秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、取引関係の維持・強化を目的として保有する政策株式については、保有に伴う便益やリスク、コストに加え取引状況等を加味し総合的に経済合理性の検証を行っております。事業上の関係維持・強化を目的として保有する政策株式については、当初取得目的に対し有効的に寄与しているか等総合的に経済合理性の検討を行っております。
3. 当行の株式の保有の有無につきましては、普通株式について記載しております。
4. 保有株式数の減少は、株式併合による減少であります。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	18	934	12	549
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	21	93	97
非上場株式	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	132,574	359,415
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	110	132
有価証券	6,948,853	6,9528,844
貸出金	1,2,3,4,5,7 2,156,861	1,2,3,4,5,7 2,295,318
外国為替	55,288	53,377
その他資産	641,997	639,691
有形固定資産	820,628	820,186
建物	6,712	6,380
土地	12,144	12,048
リース資産	62	63
その他の有形固定資産	1,707	1,694
無形固定資産	2,920	3,212
ソフトウェア	2,471	2,824
リース資産	59	4
その他の無形固定資産	388	383
繰延税金資産	3,978	505
支払承諾見返	7,127	6,193
貸倒引当金	8,046	8,737
資産の部合計	2,851,390	3,248,236
負債の部		
預金	62,547,017	62,768,896
譲渡性預金	68,000	108,500
コールマネー及び売渡手形	4,353	-
債券貸借取引受入担保金	64,589	64,638
借入金	621,490	6145,202
外国為替	56	43
その他負債	22,823	23,741
退職給付に係る負債	8,356	5,446
役員退職慰労引当金	63	58
睡眠預金払戻損失引当金	483	295
繰延税金負債	134	2,729
支払承諾	7,127	6,193
負債の部合計	2,684,497	3,065,745
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	15,802	16,172
利益剰余金	80,413	83,613
自己株式	947	937
株主資本合計	157,388	160,969
その他有価証券評価差額金	8,661	18,720
退職給付に係る調整累計額	2,563	928
その他の包括利益累計額合計	6,097	17,792
新株予約権	83	94
非支配株主持分	3,323	3,635
純資産の部合計	166,892	182,491
負債及び純資産の部合計	2,851,390	3,248,236

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	50,391	49,986
資金運用収益	28,641	27,205
貸出金利息	21,504	21,783
有価証券利息配当金	6,778	5,123
コールローン利息及び買入手形利息	1	0
預け金利息	98	155
その他の受入利息	258	143
役務取引等収益	9,819	10,833
その他業務収益	1,001	535
その他経常収益	10,929	11,411
貸倒引当金戻入益	545	-
償却債権取立益	1,216	655
その他の経常収益	9,167	10,755
経常費用	43,666	42,761
資金調達費用	715	441
預金利息	312	257
譲渡性預金利息	7	4
コールマネー利息及び売渡手形利息	80	14
債券貸借取引支払利息	127	26
借入金利息	184	136
その他の支払利息	2	1
役務取引等費用	4,032	3,901
その他業務費用	1,211	524
営業経費	1 26,020	1 25,743
その他経常費用	11,686	12,151
貸倒引当金繰入額	-	1,884
その他の経常費用	2 11,686	2 10,266
経常利益	6,725	7,224
特別損失	52	129
固定資産処分損	49	23
減損損失	3 3	3 105
税金等調整前当期純利益	6,672	7,095
法人税、住民税及び事業税	502	1,099
法人税等調整額	1,598	1,089
法人税等合計	2,101	2,188
当期純利益	4,571	4,907
非支配株主に帰属する当期純利益	41	143
親会社株主に帰属する当期純利益	4,530	4,763

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	4,571	4,907
その他の包括利益	1 6,289	1 11,863
その他有価証券評価差額金	5,616	10,228
退職給付に係る調整額	672	1,635
包括利益	1,717	16,770
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,759	16,458
非支配株主に係る包括利益	41	312

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	17,798	76,942	15	156,845
当期変動額					
剰余金の配当			1,059		1,059
親会社株主に帰属する当期純利益			4,530		4,530
自己株式の取得				2,939	2,939
自己株式の処分		4		6	11
自己株式の消却		2,000		2,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,995	3,470	932	543
当期末残高	62,120	15,802	80,413	947	157,388

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	14,277	1,891	12,386	69	3,281	172,583
当期変動額						
剰余金の配当						1,059
親会社株主に帰属する当期純利益						4,530
自己株式の取得						2,939
自己株式の処分						11
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,616	672	6,289	13	41	6,234
当期変動額合計	5,616	672	6,289	13	41	5,690
当期末残高	8,661	2,563	6,097	83	3,323	166,892

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	15,802	80,413	947	157,388
当期変動額					
新株の発行	1,183	1,183			2,366
資本金から剰余金への振替	1,183	1,183			-
剰余金の配当			1,563		1,563
親会社株主に帰属する当期純利益			4,763		4,763
自己株式の取得				2,000	2,000
自己株式の処分		3		10	14
自己株式の消却		2,000		2,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	369	3,200	10	3,580
当期末残高	62,120	16,172	83,613	937	160,969

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	8,661	2,563	6,097	83	3,323	166,892
当期変動額						
新株の発行						2,366
資本金から剰余金への振替						-
剰余金の配当						1,563
親会社株主に帰属する当期純利益						4,763
自己株式の取得						2,000
自己株式の処分						14
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,059	1,635	11,694	11	312	12,018
当期変動額合計	10,059	1,635	11,694	11	312	15,598
当期末残高	18,720	928	17,792	94	3,635	182,491

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,672	7,095
減価償却費	1,947	2,221
減損損失	3	105
貸倒引当金の増減()	1,417	691
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	414	2,909
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	256	188
資金運用収益	28,641	27,205
資金調達費用	715	441
有価証券関係損益()	2,505	229
為替差損益(は益)	218	125
固定資産処分損益(は益)	49	23
商品有価証券の純増()減	7	22
貸出金の純増()減	72,345	138,457
預金の純増減()	47,942	221,878
譲渡性預金の純増減()	4,500	40,500
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,901	123,711
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	317	2
コールマネー等の純増減()	87	4,353
債券貸借取引受入担保金の純増減()	6,437	49
外国為替(資産)の純増()減	2,307	1,911
外国為替(負債)の純増減()	8	12
資金運用による収入	28,988	27,151
資金調達による支出	720	483
その他	7,038	3,824
小計	17,450	255,614
法人税等の支払額	604	628
法人税等の還付額	100	1,041
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,954	256,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	129,776	100,959
有価証券の売却による収入	65,625	32,426
有価証券の償還による収入	72,670	42,641
有形固定資産の取得による支出	809	961
有形固定資産の売却による収入	-	12
無形固定資産の取得による支出	1,183	1,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,526	28,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	2,302
自己株式の取得による支出	2,939	2,000
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	1,059	1,563
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,998	1,261
現金及び現金同等物に係る換算差額	218	125
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	15,208	226,842
現金及び現金同等物の期首残高	147,441	132,233
現金及び現金同等物の期末残高	1 132,233	1 359,075

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:15年~50年

その他:3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3~50年として減価償却を行ってきましたが、2021年1月27日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ187百万円減少しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,505百万円（前連結会計年度末は11,537百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

(15) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	8,737百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の5.「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が2021年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
 - (1) 概要
国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。
企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。
 - (2) 適用予定日
当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
 - (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。
2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
 - (1) 概要
国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。
企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。
 - (2) 適用予定日
当行は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
 - (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載していません。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併)

当行は、2020年9月29日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の連結子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称	株式会社千葉興業銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ちば興銀ビジネスサービス株式会社
事業の内容	事務代行業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社千葉興業銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、完全子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理してあります。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	540百万円	940百万円
延滞債権額	26,421百万円	33,543百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	14百万円	8百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,380百万円	3,289百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	29,357百万円	37,782百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	7,229百万円	4,773百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	33,820百万円	164,536百万円
担保資産に対応する債務		
預金	615 "	498 "
債券貸借取引受入担保金	4,589 "	4,638 "
借入金	6,094 "	130,807 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
その他資産	6,525百万円	6,526百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
先物取引差入証拠金	9百万円	9百万円
金融商品等差入担保金	52百万円	171百万円
保証金	1,400百万円	1,365百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	476,788百万円	543,363百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	408,204百万円	462,993百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	23,398百万円	23,956百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	34,161百万円	34,434百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	11,167百万円	10,778百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸出金償却	1,041百万円	308百万円
株式等償却	891百万円	146百万円

3. 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、以下の資産について、売却予定及び使用方法の変更により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	共用資産 1 か所	土地及び建物等	104百万円
千葉県内	遊休資産 1 か所	土地及び建物等	1百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については特殊店舗を除きブロック単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,981	15,577
組替調整額	3	1,087
税効果調整前	7,984	14,489
税効果額	2,368	4,261
その他有価証券評価差額金	5,616	10,228
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,423	1,944
組替調整額	456	406
税効果調整前	966	2,351
税効果額	294	716
退職給付に係る調整額	672	1,635
その他の包括利益合計	6,289	11,863

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	-	62,222	
第二種優先株式	5,000	-	500	4,500	(注) 1
第1回第六種優先株式	600	-	-	600	
第1回第七種優先株式	653	-	-	653	
合計	68,475	-	500	67,975	
自己株式					
普通株式	14	3,018	22	3,010	(注) 2
第二種優先株式	-	500	500	-	(注) 3
合計	14	3,518	522	3,010	

(注) 1. 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2020年1月の自己株式消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,017千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

3. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2020年1月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					83		
合計						83		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	186	3	2019年3月31日	2019年6月27日
	第二種優先株式	520	104	2019年3月31日	2019年6月27日
	第1回第六種 優先株式	330	550	2019年3月31日	2019年6月27日
	第1回第七種 優先株式	22	34.53	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	177	利益剰余金	3	2020年3月31日	2020年6月26日
	第二種優先 株式	468	利益剰余金	104	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1回第六 種優先株式	330	利益剰余金	550	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1回第七 種優先株式	587	利益剰余金	900	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,222	-	-	62,222	
第二種優先株式	4,500	-	500	4,000	(注)1
第1回第六種優先株式	600	-	-	600	
第1回第七種優先株式	653	-	-	653	
第2回第七種優先株式	-	4	-	4	(注)2
合計	67,975	4	500	67,479	
自己株式					
普通株式	3,010	1	34	2,977	(注)3
第二種優先株式	-	500	500	-	(注)4
合計	3,010	501	534	2,977	

(注)1. 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2021年2月の自己株式消却による減少であります。

2. 第2回第七種優先株式の発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

4. 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2021年2月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					94		
合計						94		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	177	3	2020年3月31日	2020年6月26日
	第二種優先株式	468	104	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1回第六種優先株式	330	550	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1回第七種優先株式	587	900	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	177	利益剰余金	3	2021年3月31日	2021年6月28日
	第二種優先株式	416	利益剰余金	104	2021年3月31日	2021年6月28日
	第1回第六種優先株式	330	利益剰余金	550	2021年3月31日	2021年6月28日
	第1回第七種優先株式	587	利益剰余金	900	2021年3月31日	2021年6月28日
	第2回第七種優先株式	33	利益剰余金	7,101	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	132,574百万円	359,415百万円
その他預け金	341 "	339 "
現金及び現金同等物	132,233 "	359,075 "

(リース取引関係)

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

1. リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
その他資産	174	163

2. リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
その他負債	157	152

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口信用管理として、リスク統括部は、四半期毎に「大口信用供与等規制管理規程」により大口信用先の状況等を経営へ報告しております。更に与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門（営業店等）や審査部門（審査部）から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場関連リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的取締役会に金利リスクの状況を報告しています。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュエーション・アット・リスク (VaR) を用いて市場リスク量を計量しております。

このVaRの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法(信頼区間99%、観測期間5年、保有期間は純投資目的は60日、それ以外は120日)、株式以外の金融商品については分散・共分散法(信頼区間99%、観測期間1年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は240日、それ以外は60日)を採用しております。

2021年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で36,909百万円(前連結会計年度は47,272百万円)であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	132,574	132,574	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	110	110	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,161	34,359	198
其他有価証券	452,427	452,427	-
(4) 貸出金	2,156,861		
貸倒引当金（*1）	6,952		
	2,149,908	2,168,832	18,923
資産計	2,769,182	2,788,304	19,122
(1) 預金	2,547,017	2,547,089	71
(2) 譲渡性預金	68,000	68,000	-
負債計	2,615,017	2,615,089	71
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	160	160	-
デリバティブ取引計	160	160	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	359,415	359,415	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	132	132	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,334	34,585	250
其他有価証券	493,245	493,245	-
(4) 貸出金	2,295,318		
貸倒引当金(*1)	7,593		
	2,287,725	2,310,604	22,878
資産計	3,174,853	3,197,982	23,129
(1) 預金	2,768,896	2,768,948	52
(2) 譲渡性預金	108,500	108,500	-
(3) 借入金	145,202	145,236	34
負債計	3,022,598	3,022,685	87
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(136)	(136)	-
デリバティブ取引計	(136)	(136)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式（*1）	1,261	1,261
組合出資金（*2）	2	2
合 計	1,264	1,264

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	104,746	-	-	-	-	-
有価証券	39,844	73,256	83,911	78,111	129,920	25,111
満期保有目的の債券	9,676	15,815	8,101	567	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	9,676	15,815	8,101	567	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	30,168	57,440	75,809	77,544	129,920	25,111
うち国債	5,042	-	-	-	10,153	998
地方債	4,997	7,559	8,738	19,157	46,988	16,896
社債	11,193	22,111	40,069	18,958	15,566	2,045
貸出金(*)	447,702	312,725	244,765	189,601	240,338	688,659
合計	592,294	385,981	328,677	267,713	370,259	713,770

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない127,053百万円、期間の定めのないもの6,014百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	328,556	-	-	-	-	-
有価証券	46,152	85,397	78,026	103,859	102,107	39,828
満期保有目的の債券	8,975	16,026	8,182	1,067	82	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	8,975	16,026	8,182	1,067	82	-
その他有価証券のうち満期があるもの	37,176	69,370	69,844	102,792	102,025	39,828
うち国債	-	-	-	6,056	15,050	8,900
地方債	4,234	9,647	14,935	30,715	38,856	22,194
社債	16,215	26,046	32,919	27,634	4,296	2,586
貸出金(*)	422,773	328,959	282,762	224,221	276,634	722,922
合計	797,481	414,356	360,789	328,081	378,741	762,750

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない134,946百万円、期間の定めのないもの2,098百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,421,940	118,200	6,877	-	-	-
譲渡性預金	68,000	-	-	-	-	-
合計	2,489,940	118,200	6,877	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,668,261	94,013	6,620	-	-	-
譲渡性預金	108,500	-	-	-	-	-
借入金	138,304	6,173	723	-	-	-
合計	2,915,066	100,187	7,344	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	31,796	32,015	219
	その他	-	-	-
	小計	31,796	32,015	219
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,365	2,344	20
	その他	-	-	-
	小計	2,365	2,344	20
合計		34,161	34,359	198

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	33,464	33,736	272
	その他	-	-	-
	小計	33,464	33,736	272
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	870	848	21
	その他	-	-	-
	小計	870	848	21
合計		34,334	34,585	250

3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,349	10,231	16,118
	債券	180,808	179,619	1,188
	国債	13,178	13,054	123
	地方債	84,055	83,369	686
	社債	83,574	83,195	379
	その他	113,637	109,131	4,505
	小計	320,795	298,982	21,812
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,058	3,989	930
	債券	49,668	49,846	178
	国債	3,015	3,025	10
	地方債	20,282	20,341	59
	社債	26,370	26,479	109
	その他	78,905	87,331	8,426
	小計	131,632	141,168	9,535
合計		452,427	440,151	12,276

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34,632	11,780	22,852
	債券	187,594	186,587	1,007
	国債	10,081	10,035	46
	地方債	71,773	71,295	477
	社債	105,740	105,256	484
	その他	117,403	112,102	5,301
	小計	339,631	310,470	29,161
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,255	2,490	235
	債券	72,695	73,173	477
	国債	19,926	20,086	160
	地方債	48,811	49,103	292
	社債	3,958	3,982	24
	その他	78,663	80,344	1,681
	小計	153,613	156,008	2,394
合計		493,245	466,478	26,766

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,191	428	259
債券	4,163	54	3
国債	3,068	54	-
地方債	-	-	-
社債	1,095	-	3
その他	19,933	133	842
合計	26,289	615	1,105

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	644	136	14
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	10,838	1,026	251
合計	11,482	1,163	266

5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券120百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券206百万円の保有目的を債券の発行者の信用状態の悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,148百万円（うち、株式871百万円、その他276百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、146百万円（うち、株式146百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	12,276
その他有価証券	12,276
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,243
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	9,032
() 非支配株主持分相当額	371
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	8,661

当連結会計年度 (2021年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	26,766
その他有価証券	26,766
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	7,505
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	19,260
() 非支配株主持分相当額	540
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	18,720

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	16,217	15,455	357	357
	受取変動・支払固定	16,217	15,455	114	114
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	25,988	25,607	126	126	
買建	25,988	25,607	126	126	
合 計			243	243	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	15,513	14,684	381	381
	受取変動・支払固定	15,513	14,684	119	119
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	29,387	29,214	132	132	
買建	29,387	29,214	132	132	
	合 計			261	261

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	32,800	32,800	73	73
	売建	10,044	-	170	170
	買建	4,782	-	14	14
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合 計			82	82	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	37,470	37,470	58	58
	売建	13,428	-	472	472
	買建	1,329	-	15	15
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
合 計			398	398	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、キャッシュバランスプラン類似型制度を採用しております。当該制度では、在職中の資格ポイントと勤続ポイントの累積により給付額が決定し、年金資産の運用や市場金利の影響を受けることはありませんが、年金受給期間中は、年金給付利率を市場金利(20年国債の過去5年平均)に応じて変更する制度です。

連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、連結子会社の一部は、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	22,095	22,538
勤務費用	672	687
利息費用	78	79
数理計算上の差異の発生額	619	185
退職給付の支払額	927	992
退職給付債務の期末残高	22,538	22,127

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	14,154	14,182
期待運用収益	353	354
数理計算上の差異の発生額	804	1,759
事業主からの拠出額	1,107	1,076
退職給付の支払額	628	691
年金資産の期末残高	14,182	16,680

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	17,036	16,827
年金資産	14,182	16,680
	2,854	147
非積立型制度の退職給付債務	5,501	5,299
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,356	5,446
退職給付に係る負債	8,356	5,446
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,356	5,446

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	672	687
利息費用	78	79
期待運用収益	353	354
数理計算上の差異の費用処理額	456	406
その他	30	28
確定給付制度に係る退職給付費用	884	848

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	966	2,351
合計	966	2,351

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	3,685	1,334
合計	3,685	1,334

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債券	64.7%	62.4%
株式	30.5%	34.4%
その他	4.7%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度53百万円、当連結会計年度56百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業経費	25百万円	25百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年7月14日	2015年8月4日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年7月22日から 2047年7月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,000株
付与日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	10,000株	10,400株	33,300株
権利確定	-	-	-
権利行使	2,800株	2,200株	5,600株
失効	-	-	-
未行使残	7,200株	8,200株	27,700株

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	31,400株	45,900株	102,600株
権利確定	-	-	-
権利行使	4,700株	6,400株	12,800株
失効	-	-	-
未行使残	26,700株	39,500株	89,800株

	第8回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末	-
付与	127,000株
失効	-
権利確定	127,000株
未確定残	-
権利確定後	
前連結会計年度末	-
権利確定	127,000株
権利行使	-
失効	-
未行使残	127,000株

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	240円	240円	240円
付与日における公正な評価単価(注)	734円	700円	377円

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	240円	240円	240円
付与日における公正な評価単価(注)	540円	425円	258円

	第8回新株予約権
権利行使価格(注)	1円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価(注)	196円

(注) 1株当たり換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権
株価変動性(注) 1	38.97%
予想残存期間(注) 2	15年
予想配当(注) 3	3円/株
無リスク利率(注) 4	0.25%

(注) 1. 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,319百万円	626百万円
貸倒引当金	5,437	5,185
有価証券評価損	2,922	2,854
退職給付に係る負債	2,549	1,662
減価償却	137	168
その他	790	830
繰延税金資産小計	13,156	11,328
評価性引当額	6,069	6,046
繰延税金資産合計	7,087	5,281
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,243	7,505
繰延税金負債合計	3,243	7,505
繰延税金資産(負債)の純額	3,843百万円	2,223百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当連結会計年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	0.6
住民税均等割等	0.2	0.1
評価性引当額の増減によるもの	0.0	0.3
その他	1.1	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	30.8%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「信用保証・クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。「信用保証・クレジットカード業」は、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット・カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	40,996	8,127	1,227	50,351	270	50,621	230	50,391
セグメント間の内部経常収益	575	287	792	1,655	1,944	3,599	3,599	-
計	41,571	8,414	2,020	52,006	2,215	54,221	3,830	50,391
セグメント利益	5,915	90	1,010	7,016	245	7,262	536	6,725
セグメント資産	2,829,432	23,570	12,812	2,865,815	2,073	2,867,888	16,498	2,851,390
セグメント負債	2,668,348	21,369	7,649	2,697,367	387	2,697,754	13,257	2,684,497
その他の項目								
減価償却費	1,792	64	34	1,891	81	1,973	26	1,947
資金運用収益	28,993	27	48	29,068	0	29,068	426	28,641
資金調達費用	618	119	2	740	-	740	25	715
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	52	-	0	52	0	52	-	52
(固定資産処分損)	(49)	(-)	(0)	(49)	(0)	(49)	(-)	(49)
(減損損失)	(3)	(-)	(-)	(3)	(-)	(3)	(-)	(3)
税金費用	1,603	147	292	2,043	77	2,120	19	2,101
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,804	9	6	1,821	220	2,042	1	2,041

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額 230百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	39,837	8,655	1,205	49,698	287	49,986	-	49,986
セグメント間の内部経常収益	638	229	745	1,613	1,723	3,337	3,337	-
計	40,476	8,885	1,950	51,312	2,011	53,323	3,337	49,986
セグメント利益	6,645	154	971	7,772	79	7,852	627	7,224
セグメント資産	3,228,092	22,010	13,188	3,263,291	2,044	3,265,335	17,098	3,248,236
セグメント負債	3,053,454	19,510	7,886	3,080,851	311	3,081,162	15,417	3,065,745
その他の項目								
減価償却費	2,012	62	29	2,104	135	2,240	19	2,221
資金運用収益	27,708	27	38	27,775	0	27,775	569	27,205
資金調達費用	342	115	1	459	-	459	18	441
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	128	-	-	128	0	129	-	129
（固定資産処分損）	(23)	(-)	(-)	(23)	(0)	(23)	(-)	(23)
（減損損失）	(105)	(-)	(-)	(105)	(-)	(105)	(-)	(105)
税金費用	1,838	37	282	2,157	29	2,187	1	2,188
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,878	0	3	1,881	304	2,186	19	2,205

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3．調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,226	7,716	8,127	10,321	50,391

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,701	6,587	8,655	10,041	49,986

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	信用保証・クレジットカード業	計		
減損損失	105	-	-	105	-	105

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	池田 澄子	-	-	当行常務取締役の近親者	-	与信取引	資金の貸付 (注) 1	70 (注) 2	貸出金	69

(注) 1. 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 取引金額は、平均残高を記載しております。

当連結会計年度

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	田中 敏男 (注) 3	-	-	当行常務執行役員 の近親者	-	与信取引	資金の貸付 (注) 1	161 (注) 2	貸出金	156
	池田 澄子	-	-	元当行常務取締役 の近親者	-	与信取引	資金の貸付 (注) 1	68 (注) 2	貸出金	68

(注) 1. 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 取引金額は、平均残高を記載しております。

3. 田中敏男氏は2020年12月25日に逝去されました。当連結会計年度末現在相続手続中のため、故人の名義で記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,687円69銭	1,938円72銭
1株当たり当期純利益	51円75銭	57円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円27銭	17円56銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	166,892	182,491
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	66,962	67,633
うち優先株式払込金額	百万円	62,170	62,536
うち優先配当額	百万円	1,385	1,367
うち新株予約権	百万円	83	94
うち非支配株主持分	百万円	3,323	3,635
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	99,930	114,857
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	59,211	59,244

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,530	4,763
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,385	1,367
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,385	1,367
うち中間優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,144	3,396
普通株式の期中平均株式数	千株	60,761	59,236
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	917	951
うち優先配当額	百万円	917	951
普通株式増加数	千株	139,676	188,306
うち優先株式	千株	139,483	188,028
うち新株予約権	千株	192	277
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（％）	返済期限
借入金	21,490	145,202	0.06	
再割引手形	-	-	-	
借入金	21,490	145,202	0.06	2021年4月～ 2025年8月
1年以内に返済予定のリース債務	137	84	-	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	151	139	-	2022年4月～ 2028年1月

（注）1．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3．借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	138,304	4,295	1,878	623	100
リース債務（百万円）	84	60	37	24	9

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載していません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	11,185	23,508	36,803	49,986
税金等調整前四半期（当期）純利益（百万円）	932	2,868	5,486	7,095
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益（百万円）	1,016	2,272	4,122	4,763
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	17.16	38.37	69.59	57.34

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（は1株当たり四半期純損失）（円）	17.16	21.21	31.21	12.25

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	132,569	359,409
現金	27,826	30,858
預け金	104,742	328,551
買入金銭債権	97	97
商品有価証券	110	132
商品地方債	110	132
有価証券	1,748,885	1,7528,602
国債	16,193	30,007
地方債	104,338	120,584
社債	9144,105	9144,033
株式	30,702	37,908
その他の証券	192,545	196,069
貸出金	2,34,5,82,159,237	2,34,5,82,297,615
割引手形	67,050	64,510
手形貸付	58,453	41,216
証書貸付	1,922,534	2,077,924
当座貸越	171,199	173,964
外国為替	5,288	3,377
外国他店預け	4,199	2,247
買入外国為替	6178	6263
取立外国為替	910	866
その他資産	17,033	16,363
前払費用	14	14
未収収益	1,859	1,951
先物取引差入証拠金	9	9
金融派生商品	664	727
金融商品等差入担保金	52	171
その他の資産	714,433	713,490
有形固定資産	20,399	19,957
建物	6,693	6,364
土地	12,144	12,048
リース資産	421	268
その他の有形固定資産	1,140	1,275
無形固定資産	2,703	2,878
ソフトウェア	2,313	2,496
リース資産	4	0
その他の無形固定資産	386	381
繰延税金資産	2,736	-
支払承諾見返	7,127	6,193
貸倒引当金	5,756	6,533
資産の部合計	2,829,432	3,228,092

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
預金	7 2,559,262	7 2,781,665
当座預金	70,325	76,566
普通預金	1,491,472	1,717,656
貯蓄預金	26,168	27,480
通知預金	3,450	5,333
定期預金	954,833	941,189
定期積金	2	2
その他の預金	13,010	13,436
譲渡性預金	68,000	108,500
コールマネー	4,353	-
債券貸借取引受入担保金	7 4,589	7 4,638
借入金	7 6,094	7 130,807
借入金	6,094	130,807
外国為替	56	43
外国他店預り	27	43
売渡外国為替	29	0
その他負債	13,870	14,844
未払法人税等	179	475
未払費用	1,624	1,780
前受収益	840	830
給付補填備金	0	0
金融派生商品	503	863
金融商品等受入担保金	155	152
リース債務	425	268
その他の負債	10,142	10,473
退職給付引当金	4,510	3,969
睡眠預金払戻損失引当金	483	295
繰延税金負債	-	2,496
支払承諾	7,127	6,193
負債の部合計	2,668,348	3,053,454
純資産の部		
資本金	62,120	62,120
資本剰余金	15,802	16,172
資本準備金	6,971	6,971
その他資本剰余金	8,831	9,201
利益剰余金	75,390	78,506
利益準備金	5,952	6,264
その他利益剰余金	69,438	72,241
繰越利益剰余金	69,438	72,241
自己株式	947	937
株主資本合計	152,366	155,862
その他有価証券評価差額金	8,634	18,680
評価・換算差額等合計	8,634	18,680
新株予約権	83	94
純資産の部合計	161,084	174,638
負債及び純資産の部合計	2,829,432	3,228,092

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	41,571	40,476
資金運用収益	28,993	27,708
貸出金利息	21,481	21,763
有価証券利息配当金	7,152	5,646
コールローン利息	1	0
預け金利息	98	155
その他の受入利息	258	143
役務取引等収益	8,812	9,834
受入為替手数料	1,687	1,600
その他の役務収益	7,125	8,234
その他業務収益	1,001	535
外国為替売買益	340	148
国債等債券売却益	148	-
金融派生商品収益	512	387
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	2,764	2,396
貸倒引当金戻入益	861	-
償却債権取立益	1,214	652
株式等売却益	474	1,163
その他の経常収益	213	581
経常費用	35,655	33,830
資金調達費用	618	342
預金利息	313	258
譲渡性預金利息	7	4
コールマネー利息	80	14
債券貸借取引支払利息	127	26
借入金利息	89	39
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	4,779	4,604
支払為替手数料	346	325
その他の役務費用	4,432	4,279
その他業務費用	1,211	524
商品有価証券売買損	0	0
国債等債券売却損	80	1
国債等債券償還損	854	522
国債等債券償却	276	-
営業経費	25,897	25,430
その他経常費用	3,148	2,927
貸倒引当金繰入額	-	1,675
貸出金償却	1,040	307
株式等売却損	1,025	264
株式等償却	891	146
その他の経常費用	191	531
経常利益	5,915	6,645
特別損失	52	128
固定資産処分損	49	23
減損損失	3	105
税引前当期純利益	5,863	6,517
法人税、住民税及び事業税	55	775
法人税等調整額	1,548	1,063
法人税等合計	1,603	1,838
当期純利益	4,260	4,679

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	62,120	6,971	10,826	17,798	5,740	66,448	72,189	15	152,092
当期変動額									
剰余金の配当					211	1,271	1,059		1,059
当期純利益						4,260	4,260		4,260
自己株式の取得								2,939	2,939
自己株式の処分			4	4				6	11
自己株式の消却			2,000	2,000				2,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	1,995	1,995	211	2,989	3,201	932	273
当期末残高	62,120	6,971	8,831	15,802	5,952	69,438	75,390	947	152,366

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,250	14,250	69	166,413
当期変動額				
剰余金の配当				1,059
当期純利益				4,260
自己株式の取得				2,939
自己株式の処分				11
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,616	5,616	13	5,602
当期変動額合計	5,616	5,616	13	5,329
当期末残高	8,634	8,634	83	161,084

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	62,120	6,971	8,831	15,802	5,952	69,438	75,390	947	152,366	
当期変動額										
新株の発行	1,183	1,183		1,183					2,366	
資本金から剰余金への振替	1,183		1,183	1,183					-	
準備金から剰余金への振替		1,183	1,183	-					-	
剰余金の配当					312	1,876	1,563		1,563	
当期純利益						4,679	4,679		4,679	
自己株式の取得								2,000	2,000	
自己株式の処分			3	3				10	14	
自己株式の消却			2,000	2,000				2,000	-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	369	369	312	2,803	3,115	10	3,496	
当期末残高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,241	78,506	937	155,862	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,634	8,634	83	161,084
当期変動額				
新株の発行				2,366
資本金から剰余金への振替				-
準備金から剰余金への振替				-
剰余金の配当				1,563
当期純利益				4,679
自己株式の取得				2,000
自己株式の処分				14
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,046	10,046	11	10,057
当期変動額合計	10,046	10,046	11	13,553
当期末残高	18,680	18,680	94	174,638

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：3年～20年

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当行が保有する営業店舗の建物、建物附属設備及び構築物については、従来、耐用年数を3～50年として減価償却を行ってまいりましたが、2021年1月27日開催の取締役会において店舗移転の決議をしたことに伴い、当該店舗にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ187百万円減少しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,505百万円(前事業年度末は11,537百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

（重要な会計上の見積り）

貸倒引当金

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	6,533百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。当行は、当感染拡大による経済活動への影響が2021年3月以降も引き続き緩やかに収束していく仮定のもと、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を判定し、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(連結子会社の吸収合併)

当行は、2020年9月29日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の連結子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称	株式会社千葉興業銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ちば興銀ビジネスサービス株式会社
事業の内容	事務代行業

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社千葉興業銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、完全子会社であるちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	733百万円	733百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	311百万円	815百万円
延滞債権額	25,679百万円	33,005百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	14百万円	8百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,380百万円	3,289百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	28,386百万円	37,119百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	7,229百万円	4,773百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	33,820百万円	164,536百万円
担保資産に対応する債務		
預金	615 "	498 "
債券貸借取引受入担保金	4,589 "	4,638 "
借入金	6,094 "	130,807 "
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。		

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他の資産	6,525百万円	6,526百万円
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金	1,370百万円	1,335百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	468,706百万円	535,727百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	408,204百万円	462,993百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	34,161百万円	34,434百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	733	733
関連会社株式	-	-
合計	733	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,319百万円	626百万円
貸倒引当金	4,710	4,493
有価証券評価損	2,922	2,854
退職給付引当金	1,373	1,208
減価償却	126	157
その他	700	762
繰延税金資産小計	11,152	10,103
評価性引当額	5,375	5,389
繰延税金資産合計	5,777	4,714
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,040	7,210
繰延税金負債合計	3,040	7,210
繰延税金資産(負債)の純額	2,736百万円	2,496百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9	3.3
住民税均等割等	0.2	0.1
評価性引当額の増減によるもの	1.5	0.2
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3%	28.2%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	22,906	322	277 (7)	22,951	16,587	634	6,364
土地	12,144	-	96 (96)	12,048	-	-	12,048
リース資産	1,170	29	214	985	716	182	268
その他の有形固定資産	7,000	564	183 (1)	7,381	6,105	414	1,275
有形固定資産計	43,222	916	772 (105)	43,366	23,409	1,230	19,957
無形固定資産							
ソフトウェア	4,029	962	663	4,327	1,830	778	2,496
リース資産	17	-	-	17	17	3	0
その他の無形固定資産	613	-	126	487	105	0	381
無形固定資産計	4,660	962	789	4,832	1,953	782	2,878

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	5,756	6,533	898	4,858	6,533
一般貸倒引当金	1,906	2,304	-	1,906	2,304
個別貸倒引当金	3,850	4,229	898	2,951	4,229
睡眠預金払戻損失引当金	483	295	188	295	295
計	6,240	6,828	1,087	5,153	6,828

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	179	475	179	-	475
未払法人税等	44	172	44	-	172
未払事業税	134	302	134	-	302

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.chibakogyo-bank.co.jp/
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第98期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月25日 関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類 2020年6月25日 関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
第99期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月7日 関東財務局長に提出。
第99期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月20日 関東財務局長に提出。
第99期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月9日 関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。 2020年6月29日 関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
事業年度（第97期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 2020年12月4日 関東財務局長に提出。
事業年度（第98期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 2020年12月4日 関東財務局長に提出。
- (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
第97期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 2020年12月4日 関東財務局長に提出。
第98期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 2020年12月4日 関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく2020年6月29日付臨時報告書の訂正報告書であります。 2020年10月7日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月18日

株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、千葉県を主要な営業基盤とした銀行業を営んでおり、貸出業務はその中核をなすものである。</p> <p>会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、営業基盤とする千葉県の経済情勢、担保不動産の価格や流動性、金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。特に、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響が、貸倒の発生可能性に一定の影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。</p> <p>当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、8,737百万円であり、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）「5.会計方針に関する事項」の「(6)貸倒引当金の計上基準」に具体的な計上方法が記載されている。また、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に貸倒引当金の主要な仮定が記載されている。</p> <p>貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判断が含まれる。</p> <p>特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判断に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判断要素となる。</p> <p>経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。さらに、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響により、債務者の将来の業績見通しの不確実性が高まっている。</p> <p>したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分に関する会社の判断を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分に関する会社の判断を評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者区分の判断及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、外部公表情報から推定される信用リスク増加の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。抽出に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、対象先を決定した。 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて審査部に質問を実施し、債務者区分に関する会社の判断を評価した。 債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を評価するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの評価、必要に応じて利用可能な外部情報との比較等を実施するとともに、審査部に質問を実施した。 新型コロナウイルス感染症の各債務者区分に与える影響に関する会社の判断を評価するため、直近の試算表や債務者の将来の業績見通しに係る資料を閲覧するとともに、新型コロナウイルスの影響について審査部に質問を実施した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

株式会社千葉興業銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判断）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。